

募集期間：令和8年1月13日～令和8年2月12日
パブリックコメント資料

第三次
魚沼市
一般廃棄物処理基本計画
(案)

令和8年3月

魚沼市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	1
第2節 計画の対象区域	3
第3節 計画の範囲	3
第4節 計画の目標年次	3
第2章 計画策定の基本的事項	4
第1節 概況	4
1 地勢と自然	4
2 交通	4
3 気候	5
第2節 人口動態	6
1 人口及び世帯数	6
2 人口の年齢構成	7
第3節 産業の動向	8
第4節 土地利用状況	9
第5節 長期計画・開発計画	10
1 総合計画	10
2 環境基本計画	11
第6節 ごみを取り巻く社会情勢	13
1 国の一般廃棄物に関する目標	13
2 新潟県の一般廃棄物に関する目標	14
第3章 ごみ処理基本計画	15
第1節 ごみ処理の状況	15
1 ごみ処理フロー	15
2 ごみ処理体制	16
3 ごみ排出量の実績	19
4 リサイクル量の実績	22
5 ごみの減量化とリサイクルの取り組み状況	23
6 中間処理量の実績	25
7 最終処分量の実績	27
8 ごみ質分析結果	28
9 処理経費	30
10 類似市町村との比較検討	31
11 温室効果ガス排出量の実績	31
12 施策の評価	32
第2節 ごみ処理の課題	37
第3節 ごみ処理基本計画の方針	38
第4節 ごみ排出量の将来予測	39
1 ごみ排出量の予測方法	39

2 推計式の特徴	40
3 人口の予測	41
4 ごみ排出量の予測	42
第5節 目標の設定	54
1 実績と前計画の目標	54
2 目標の設定	54
第6節 ごみの排出抑制の方策に関する事項	55
1 市民の役割	56
2 事業者の役割	57
3 行政の役割	58
4 ごみ処理手数料の見直し	59
5 食品ロスの削減	59
6 プラスチックごみの対策	59
7 リチウム蓄電池の対策	60
第7節 ごみの適正な処理に関する基本的事項	61
1 収集運搬計画	61
2 中間処理計画	62
3 最終処分計画	63
第8節 ごみ処理施設の整備に関する事項	63
1 廃棄物収集施設（ごみステーション等）	63
2 廃棄物処理施設（エコプラント魚沼）	63
第9節 その他のごみ処理に関する必要な事項	64
1 災害対策	64
2 不法投棄防止対策	64
第4章 生活排水処理基本計画	65
第1節 生活排水処理の現状	65
1 生活排水処理の流れ	65
2 生活排水の処理主体	66
3 処理形態別人口の実績	66
4 生活排水処理率の実績	67
5 生活排水処理行政の沿革など	68
6 し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量の実績	71
7 し尿・浄化槽汚泥の1人1日平均排出量の実績	72
8 し尿・汚泥の処理経費	73
9 生活排水処理の課題	73
第2節 生活排水処理基本計画	74
1 基本方針	74
2 目標	74
3 処理形態別人口及び処理量の見通し	75
4 生活排水処理対策	76
5 し尿及び浄化槽汚泥処理計画	76

第1章 計画策定の趣旨

第1節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、魚沼市（以下「本市」という。）が長期的・総合的視点に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものであり、一般廃棄物の排出抑制及び廃棄物の発生から最終処分に至るまでの、適正な処理及び処分を進めるために必要な基本事項を定めるものです。

急速に変化する社会環境や生活様式、さらには気候変動への対応、持続可能な社会の実現に向け、一般廃棄物の適正処理及び処分はますます重要性を増しています。

本市では、令和5年度に改訂した一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）において、以下の3点を方針に掲げ、環境の保全に配慮した廃棄物行政を進めてきました。

「ごみ処理業務の効率化」では、環境保全の重要性を鑑み、今後のごみ排出量の傾向を踏まえながら、効率化に向けた幅広い施策を推進するとともに、収集、運搬及び処分等の一連のごみ処理業務において効率化を進めます。

「リサイクルの推進」では、資源の循環的利用を図るため、廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再資源化（リサイクル）のいわゆる3Rに、熱回収（サーマルリサイクル）を加えた取組を積極的に推進します。また、廃棄物の分別を徹底するとともに収集・運搬・処分のそれぞれの業務において効率的な手法を採り入れながら、環境負荷が最小となるよう努めます。

「生活排水処理」では、清潔で快適な水辺環境を保全するため、地域の実情に合わせた排水処理をして公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽への接続を促進し、生活排水に係る環境負荷低減を目指します。

しかし、その後も廃棄物を取り巻く情勢は大きく変化しており、食品ロスの削減を目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）やプラスチックごみに係る「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）など、廃棄物処理の在り方を見直す新たな法律が施行されています。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「廃棄物処理法の基本方針」という。）」や「循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、廃棄物の発生抑制から再使用・再生利用、そして最終処分に至るまでの各段階において、環境への負荷を最小限にとどめる取組が求められています。

こうした背景を踏まえ、前計画が目標年度を迎えたことから、計画期間を10年間とする新たな計画を策定します。市民・事業者・行政が一体となって取り組むことで、循環型社会の構築と環境保全の両立を目指し、次世代に豊かな自然と健全な生活環境を引き継ぐことを目標とします。

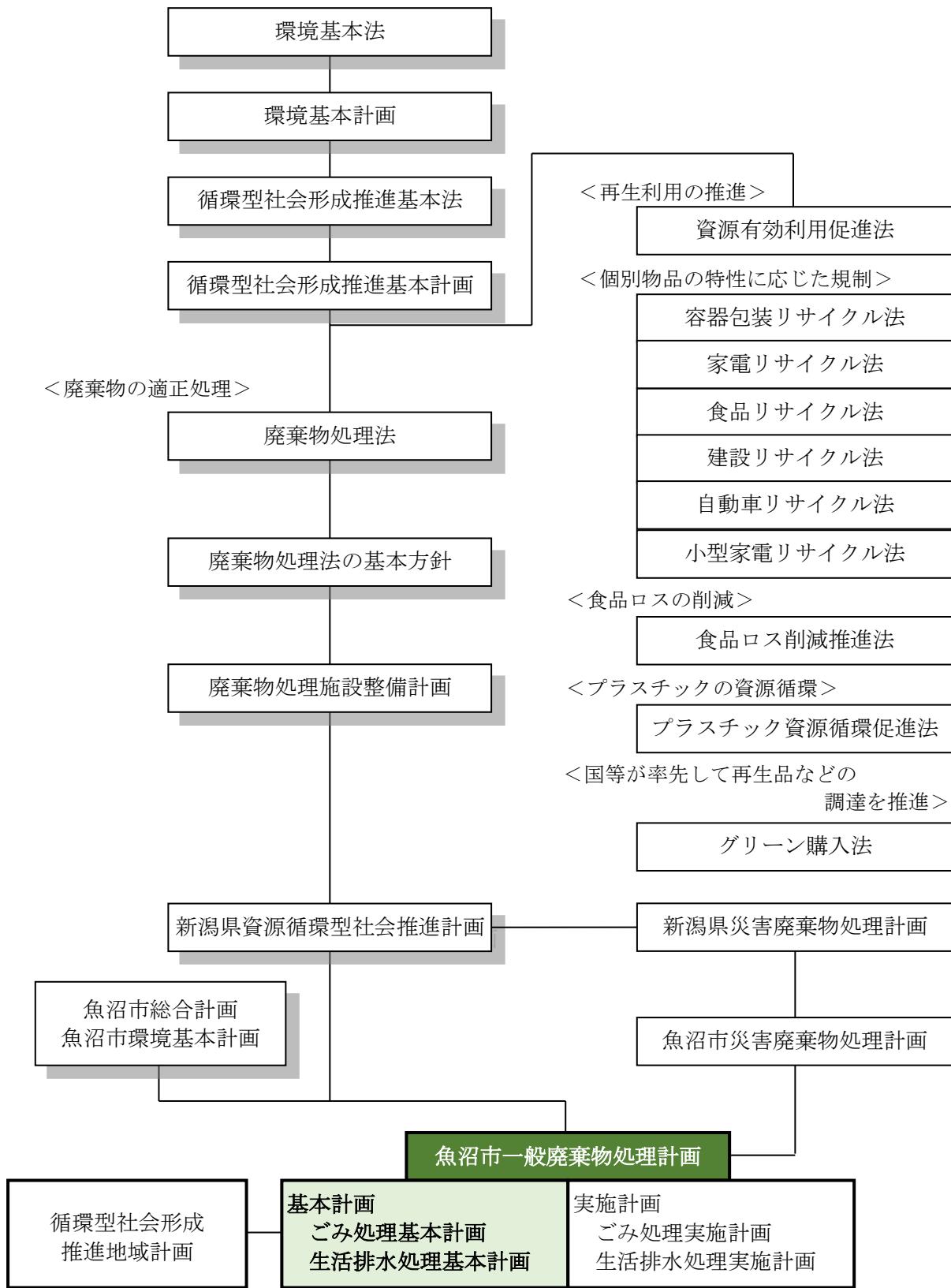


図 1-1-1 本計画と関連計画との位置づけ

第2節 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

第3節 計画の範囲

本計画が対象とする範囲は、本市において発生する一般廃棄物とします。

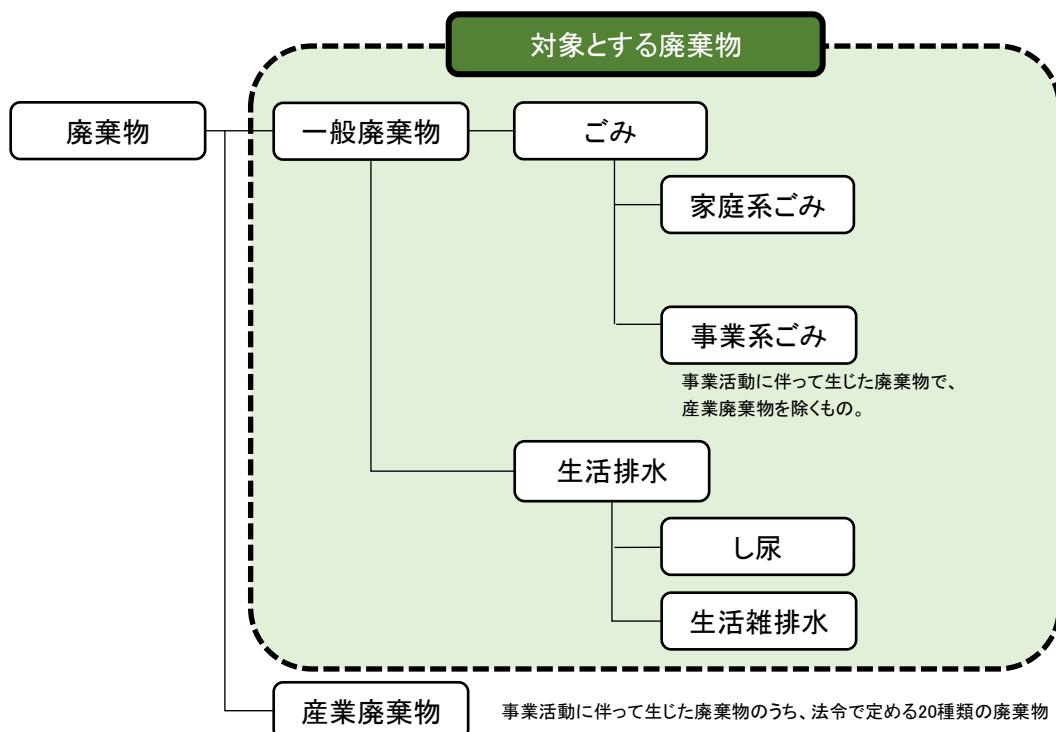


図 1-1-2 計画の範囲

第4節 計画の目標年次

前計画では、平成28年度から令和7年度までを計画期間としていましたが、この度、目標年次を迎えました。

そこで、本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、5年後の令和13年度を中間目標年度とします。

なお、計画は5年ごとに見直すこととしますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や新潟県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

第2章 計画策定の基本的事項

第1節 概況

1 地勢と自然

本市は、県の南東部に位置し、福島県と群馬県の県境に接しています。総面積は946.76km²、新潟県全体7.5%を占めています。西を魚沼丘陵、東を越後山脈に挟まれた魚沼盆地の北方に位置し、夏は高温多湿、冬は3mもの積雪がある豪雪地帯です。市の中心部を流れるのは、鮎・ウグイ（ハヤ）・カジカなど数多くの魚が生息する魚野川、その支流である破間川（あぶるまがわ）、佐梨川、羽根川などの清流が貫流しています。

	東端	西端	南端	北端
経度	139° 15' 37"	138° 50' 05"	139° 13' 55"	139° 09' 34"
緯度	37° 02' 51"	37° 10' 35"	36° 56' 26"	37° 24' 50"
地名	鷹ノ巣	三坂峠付近	尾瀬東電小屋付近	烏帽子山

資料:国土地理院 市町村の東西南北点の経緯度(世界測地系)

2 交通

関越自動車道が横断しており、魚沼IC・堀之内ICが設置されています。近くに上越新幹線浦佐駅があり、首都圏、県内主要都市までの交通に便利です。その他に、東京～新潟を結ぶ国道17号（三国街道）、福島県へ連絡する国道252号（六十里越）、352号（銀山街道、枝折峠）などが通っています。



図 2-1-1 交通

3 気候

本市の平年値の平均気温は、小出では12.3°Cですが、守門では11.3°Cとなっています。年間降雨量は小出では2635.1mm、守門では3105.4mmとなっており、守門では小出と比較して降水量が多い傾向にあります。

表 2-1-1 気候

(単位:mm、°C)

月	小出				守門			
	降水量		平均気温		降水量		平均気温	
	令和6年	平年値	令和6年	平年値	令和6年	平年値	令和6年	平年値
1	288.5	369.3	1.1	0.3	363	446	0.7	-0.4
2	118.5	248.9	2.1	0.5	136	295	1.3	-0.2
3	258.0	187	3.4	3.2	323.5	222.4	2.5	2.3
4	88.5	123.5	13.7	9.2	88.5	141.5	12.5	7.7
5	118.5	117.1	16.6	16.3	116	125.5	15.5	14.9
6	73.5	158.6	21.7	20.7	75.5	169.7	20.4	19.4
7	334.5	269.8	25.6	24.5	416.5	311	24.7	23.3
8	87.5	178.3	27.1	25.7	101.5	213.2	26	24.4
9	186.5	162.3	24.5	21.4	243.5	181.8	23.5	20.2
10	184.0	182.7	17.2	14.9	181.5	198.6	16.2	13.9
11	284.5	247.7	9.6	8.3	332	318.2	8.7	7.4
12	522.5	389.9	2.3	2.8	625	470.9	1.4	2.0
年	2545.0	2635.1	13.7	12.3	3002.5	3105.4	12.8	11.3

資料:気象庁 HP「過去の気象データ」

※平年値は、1991年～2020年の30年間の観測値の平均をもとに算出しています。

第2節 人口動態

1 人口及び世帯数

本市の人口及び世帯数の推移を表2-2-1及び図2-2-1に示します。

人口、世帯数は減少傾向を示し、1世帯当たりの人数は緩やかに減少しています。

表 2-2-1 人口及び世帯数の推移

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たりの人数 (人)
平成27	37,884	13,353	2.8
平成28	37,283	13,263	2.8
平成29	36,696	13,282	2.8
平成30	36,088	13,249	2.7
令和元	35,433	13,280	2.7
令和2	34,904	13,247	2.6
令和3	34,125	13,134	2.6
令和4	33,438	13,117	2.5
令和5	32,876	13,143	2.5
令和6	32,234	13,135	2.5

資料:魚沼市市民福祉部市民課 住民基本台帳人口(3月31日現在)

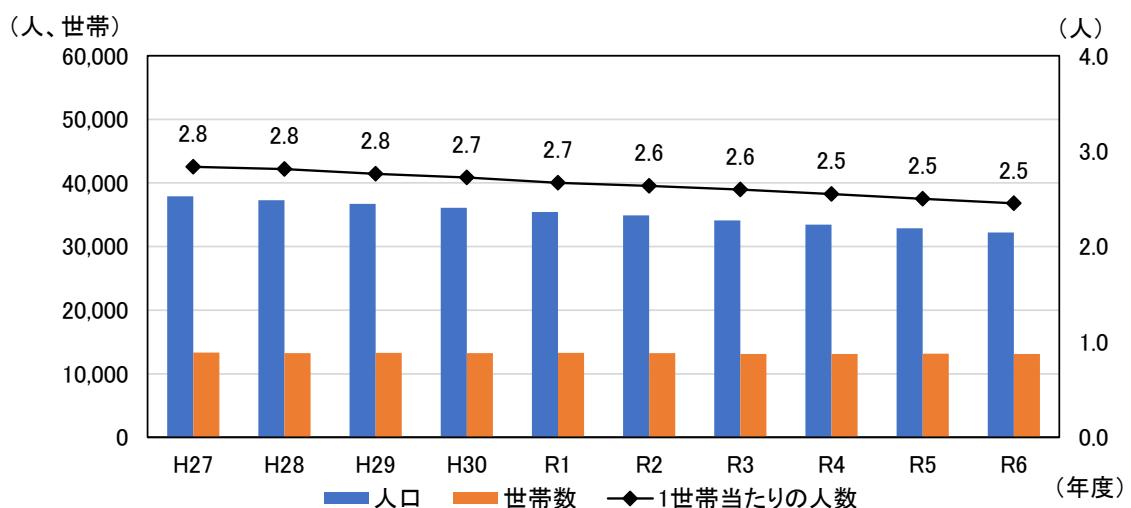


図 2-2-1 人口及び世帯数の推移

2 人口の年齢構成

本市の年齢構成別人口の推移を表2-2-2及び図2-2-2に示します。

年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、老人人口（65歳以上）は増加しています。

表 2-2-2 年齢構成別人口の推移

（単位：人）

	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総数
平成22年	5,202	23,184	11,974	40,361
平成27年	4,283	20,742	12,280	37,352
令和2年	3,610	17,816	12,899	34,483

資料：国勢調査

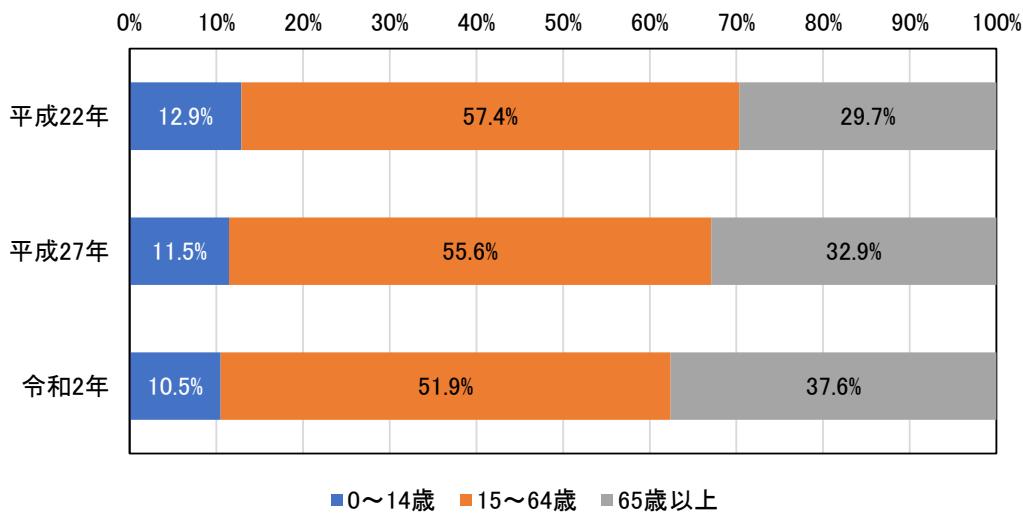


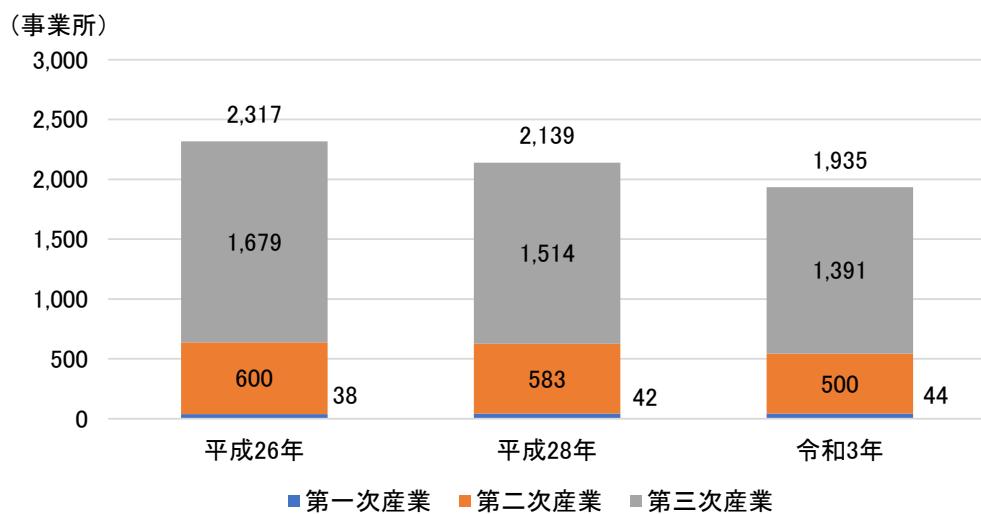
図 2-2-2 年齢構成別人口の推移

第2章 計画策定の基本的事項

第3節 産業の動向

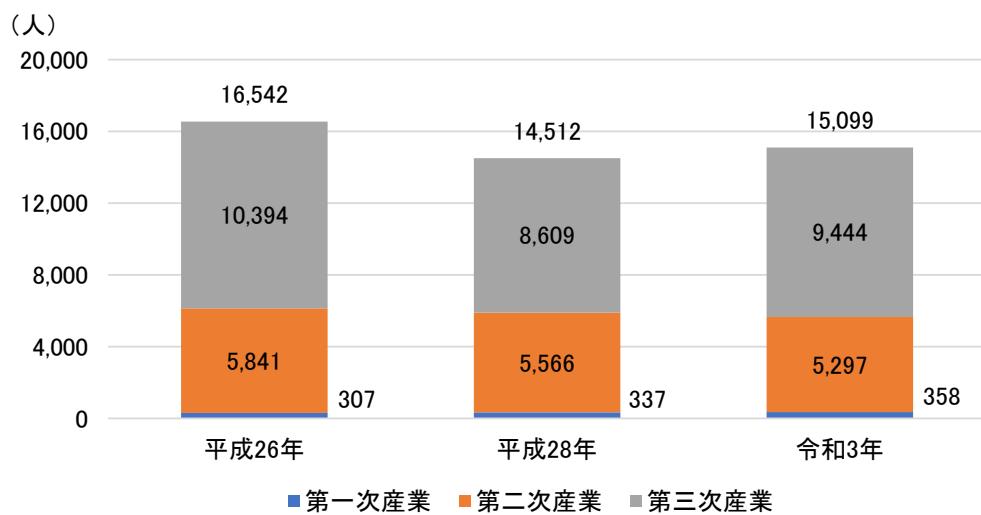
本市における産業大分類別の事業所数及び従業者数を図2-3-1及び図2-3-2に示します。

事業所数は減少傾向ですが、従業者数は平成26年から平成28年にかけて減少したもの、令和3年は増加に転じています。



資料:経済センサス-基礎調査(H26)、経済センサス-活動調査(H28、R3)

図2-3-1 産業(大分類)別の事業所数(公務除く)



資料:経済センサス-基礎調査(H26)、経済センサス-活動調査(H28、R3)

図2-3-2 産業(大分類)別の従業者数の推移(公務除く)

第4節 土地利用状況

本市における土地利用状況を表2-4-1に示します。

令和6年において、森林の割合は83%ですが、宅地の割合は1%となっています。

表 2-4-1 土地利用状況

単位:ha

項目 年次	総数	田 ※1	畠 ※1	宅地 ※2	池沼 ※2	森林 ※3	原野	雑種地 その他
令和2	94,676.0	3,250.0	530.0	943.2	940.4	78,853.0	–	10,159.4
令和3	94,676.0	3,250.0	530.0	944.7	941.3	78,853.0	–	10,157.0
令和4	94,676.0	3,240.0	529.0	945.6	941.1	78,853.0	–	10,167.3
令和5	94,676.0	3,240.0	529.0	947.2	940.3	78,853.0	–	10,166.5
令和6	94,676.0	3,240.0	527.0	949.7	940.9	78,853.0	–	10,165.4

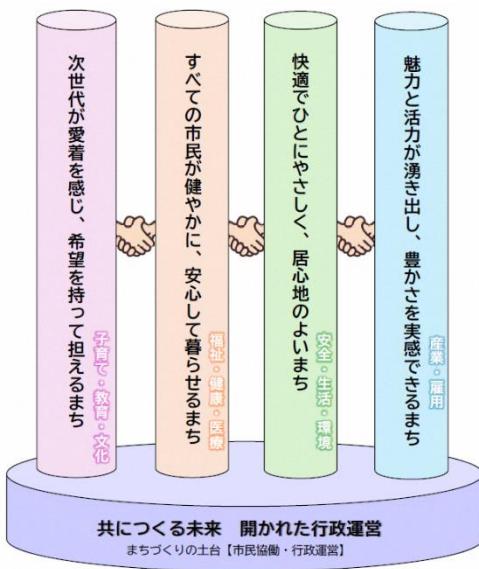
資料:新潟県統計年鑑「※1 耕地面積 ※2 地目別面積 ※3 林野面積」

第5節 長期計画・開発計画

1 総合計画

総合計画は、総合的かつ計画的にまちづくりを推進するための指針であり、市民と行政が協働・連携して、まちづくりを推進する際の羅針盤の役割を果たすものです。本市では、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、新しい視点と発想を加えながらまちづくりを戦略的に実施するための指針として、令和7年度に「第三次魚沼市総合計画」を策定しました。将来目指す姿を「ひとり一人の笑顔がかがやき、幸せを感じられる魚沼市」と掲げ、本市が更に住みやすく、魅力的なまちとなるよう市民と行政が目指すべきまちの姿を共有し、役割分担をしながらみんなで力を合わせてまちづくりを推進しています。

本計画に関連する主な施策を以下に抜粋します。



« 本計画に関連する主な施策 »

①持続可能な循環型社会の構築

- ◆新ごみ処理施設の整備を契機として、分別区分の見直しや資源化できる品目の追加などを行い、限りある資源を効率的に活用するとともに、リサイクルを通じた資源循環の推進や環境負荷の低減に取り組みます。
- ◆市民の環境意識の向上を図るため、出前講座の開催や3R運動の推進などを通じて、環境学習機会の創出に取り組みます。
- ◆循環型社会の構築に加え、環境保全と経済発展の両立を図るため、市内事業者の循環経済への転換支援に取り組みます。

②地球温暖化対策の推進

- ◆脱炭素社会を実現するため、再生可能エネルギーの利用促進や高効率設備を導入し、省エネルギーの推進を図ります。
- ◆市有施設は率先して地球温暖化対策を進めるため、改修、新築に当たっては高断熱化や高効率設備により省エネルギー化と、再生可能エネルギー設備の導入に取り組みます。

③身近な生活環境の保全

- ◆環境意識向上のため、清掃活動や花いっぱい運動等への市民参加を促し、ごみのない清潔なまちづくりと美しい景観の保全を図ります。
- ◆ごみの不法投棄を防止するため、巡回監視活動や監視カメラの設置等を行うことで、地域の生活環境保全に取り組みます。

2 環境基本計画

環境基本計画は、環境施策を推進する上で基本的な計画であり、魚沼市環境基本条例の basic 概念や魚沼市自然環境都市宣言の理念を実現するために、環境の保全に関する長期的な目標、施策の大綱、環境配慮のための指針を定めたものです。本市では、令和7年度に「第三次魚沼市環境基本計画」を策定しました。

本計画に関連する主な施策を以下に抜粋します。

« 本計画に関連する主な施策 »

①ごみの減量化

◆市民、事業者、市が協働でごみを出さない生活スタイルや事業スタイルに取り組み、市全体で廃棄物発生量の削減を図ります。

②廃棄物処理

◆令和12(2030)年度末までは魚沼市及び南魚沼市大和地域において発生するごみについて、エコプラント魚沼にて処理を継続しますが、令和13(2031)年度以降は現施設に代わり新たに整備されるごみ処理施設において、魚沼市内のごみのみを対象として処理を行います。

◆ごみ収集方法の効率化を行うとともに、ごみの排出困難世帯へのごみ収集方法についての検討を行います。

◆ごみの最終処分は現在、県外の民間最終処分場に委託していますが、自区内処理の原則に鑑み、広域処理も視野に入れつつ、最終処分場の設置を検討していきます。

◆し尿及び浄化槽汚泥の安心かつ安定的な処理を行います。

◆産業廃棄物は、事業者に対し処理方法や受入先を紹介する等適正処理に努め、不適切保管や不法投棄等は県の監視パトロールと連携して適正排出を推進します。

③リサイクル

◆市民一人ひとりが古紙類やペットボトル、古着等リサイクル可能な資源ごみを適切に分別・排出し、これらを有効に活用するためのリサイクル体制の構築に取り組みます。

◆ごみの適正処理を推進するため、ごみの出し方や分別方法について情報発信を行います。

④バイオマスの利活用

◆生ごみの減量化と利活用について、生ごみ処理機やコンポストの購入補助を行い、一般家庭での生ごみの減量や堆肥化を推奨し、学校給食調理場等から発生する調理くずも個別処理を推進します。

◆暖房の新設や更新の際には、薪ストーブやペレットストーブなどの木質バイオマスを活用した機器が設置されるよう普及を促進します。

⑤不法投棄

◆啓発と巡回監視活動、監視カメラの設置等により不法投棄の未然防止に努めます。また、不法投棄の発見した際には、早期対応を図ります。

◆不法投棄者を特定した場合には、投棄物の回収、原状回復措置を指導するとともに、法令に基づき関係機関に通報する等再発防止に努めます。

第2章 計画策定の基本的事項

⑥美化運動、花いっぱい運動

- ◆市民や事業者へ環境意識向上のための啓発を図ります。
- ◆空き缶、吸い殻等を回収する美化運動への参加を一層推進します。

⑦水質汚濁

- ◆家庭や事業者から油類の流出が発生しないよう啓発に努めます。また、油類の流出等の事故に対し県等の関係機関に連絡し、必要に応じた対応をします。
- ◆環境への影響を低減するため、農薬や化学肥料等は適正な使用を促します。
- ◆下水道、農業集落排水処理区域での下水道の接続や区域外での合併処理浄化槽の設置を引き続き啓発します。

<< 環境指標 >>

指標項目	単位	R6年度 (現状値)	R12年度 (中間目標値)
市民一人一日当たりのごみ排出量	g	1,042	970
リサイクル率	%	17.9	21.5
ごみ分別アプリ「エコうお」ダウンロード数 (累積)	件	4,319	10,000
バイオマスの利用率	%	88.0	92.0
生ごみ処理機・コンポストの助成 (直近5年分の実績)	件	50 (R2～R6累計)	75 (R8～R12 累計)
不法投棄物処理量	t	2.4	2.0
汚水処理水洗化率	%	97.5	98.0

第6節 ごみを取り巻く社会情勢

1 国の一般廃棄物に関する目標

国は、「廃棄物処理法」第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物処理法の基本方針」を定めており、令和5年6月に、カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、基本方針の内容を変更しました。その際、数値目標については、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月。以下「第五次循環基本計画」という。）の議論とあわせて検討することとしていましたが、令和7年2月に「第五次循環基本計画」と整合させる形で目標値を改定しています。

また、「第五次循環基本計画」では、地域経済の活性化・魅力ある地域づくりライフスタイル転換、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環・再生材の利用拡大などを国の取組のポイントとしています。

「廃棄物処理法の基本方針」の数値目標、「第五次循環基本計画」の数値目標を表2-6-1及び表2-6-2に示します。

表2-6-1 「廃棄物処理法の基本方針」の数値目標

指標	数値目標
ごみ排出量	令和4年度に対し、令和12年度において約9%削減 1人1日当たりの生活系ごみ（資源除く）478グラム
一般廃棄物の 出口側の循環利用率	令和4年度の20%に対し、令和12年度において約26%に増加
焼却量	1人1日当たりのごみ焼却量580グラム（令和12年度）
最終処分量	令和4年度に対し、令和12年度において約5%削減

表2-6-2 「第五次循環基本計画」の数値目標

指標	数値目標
1人1日当たりの ごみ焼却量	令和12年度において約580グラム
廃棄物エネルギーを外部に 供給している施設の割合	令和9年度において46%
長期広域化・集約化計画を 策定した都道府県の割合	令和9年度において100%
最終処分場の 残余容量・残余年数	令和12年度において令和2年度の水準（22年分）を維持

第2章 計画策定の基本的事項

2 新潟県の一般廃棄物に関する目標

新潟県では、令和3年3月に「第3次新潟県資源循環型社会推進計画」を策定しています。

なお、同計画においても、国の数値目標と同様に一般廃棄物の減量化の目標値が定められています。

「第3次新潟県資源循環型社会推進計画」における一般廃棄物の目標値を表2-6-3に示します。

表2-6-3 一般廃棄物の目標値

目標項目	基準年 平成30年度	中間目標 令和5年度	目標 令和7年度
1人1日当たりごみ排出量 (g/人日)	1,034	979 以下	957 以下
再生利用除く 1人1日当たりごみ排出量 (g/人日)	797	701 以下	663 以下
再生利用(%)	22.9	26.5 以上	28.0 以上
最終処分(%)	8.6	8.0 以下	7.8 以下

第3章 ごみ処理基本計画

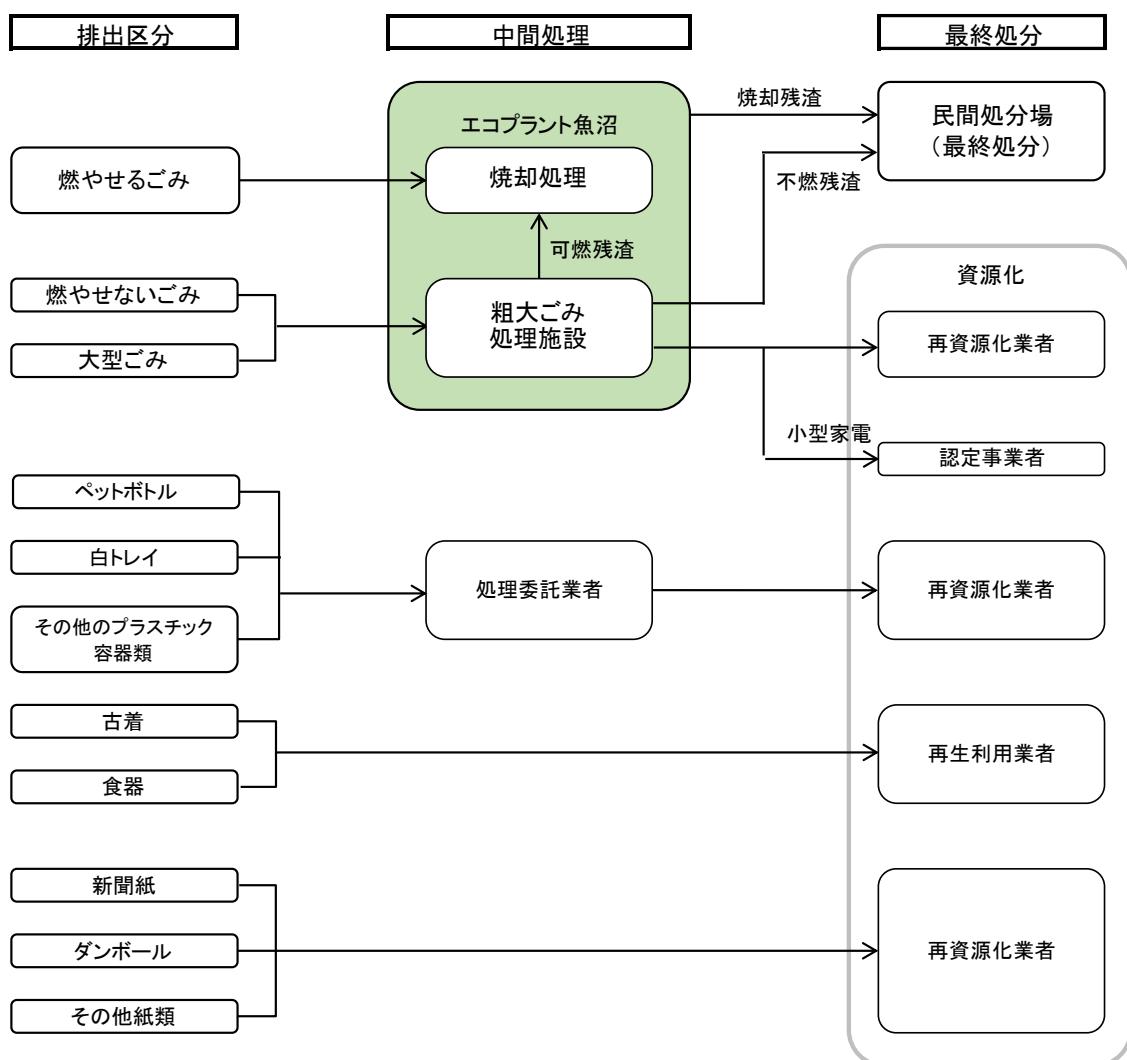
第1節 ごみ処理の状況

1 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図3-1-1に示します。

燃やせるごみは、エコプラント魚沼において焼却処理を行っています。

ペットボトル、白トレイ、その他プラスチック容器の中間処理（圧縮減容、梱包）については、平成25年度から全面民間委託を行い民間施設内で処理を行っています。



※令和6年4月現在

図 3-1-1 本市のごみ処理フロー（令和6年度）

2 ごみ処理体制

(1) 分別区分

家庭系ごみの分別区分を表3-1-1に示します。

事業系ごみの種類別収集形態は、表3-1-1の区分に準じますが、魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条の規定により、事業所の責務において行うこととします。

表3-1-1 ごみの分別区分（令和6年度）

区分		収集頻度	収集容器
燃やせるごみ	生ごみ、紙おむつ、CD・DVD・テープ、服・靴・布製品、枝・葉、使い捨てのカミソリ・縫い針・釣り針、おもちゃ、ゴム製品、食用油、使い捨てライター、豆炭・練炭・炭類、プラスチック製品、発泡スチロール	2～3回/週	指定袋(青色)
燃やせないごみ	空き缶、空きビン、ガラス類、食器・陶器・焼き物、乾電池、白熱電球・LEDランプ	2～4回/週	指定袋(緑色)
大型ごみ	指定袋に入るもの	2～4回/月	指定袋(茶色)
	指定袋に入らないもの		処理券
容器包装 プラスチック(資源ごみ)	ペットボトル	2～4回/月	指定袋(黄色)
	白トレイ		
	その他のプラスチック容器類		
古紙類(資源ごみ)	ダンボール/米袋	2～4回/月	紐で束ねる
	新聞紙		
	その他紙類		
古着	衣類、毛布、その他雑品(靴、カバンなど)	不定期	
食器	陶器製、木製、金属製、ガラス製の食器		

収集・運搬

収集形態（令和6年度）を表3-1-2に示します。

家庭から排出されたごみの収集・運搬は、委託により行っています。

事業所から排出されたごみは、事業者の費用負担において処理施設への自家搬入又は市が許可した業者に収集運搬を委託することとなります。

表3-1-2 収集形態（令和6年度）

区分	収集方式	搬入先
燃やせるごみ	・ごみ収集施設 (ごみステーション等)	
燃やせないごみ	・自家搬入 ・その他(戸別収集)	エコプラント魚沼
大型ごみ	・戸別収集(予約制) ・自家搬入	エコプラント魚沼
容器 包装 プラスチック(資源ごみ)	ペットボトル	中間処理業務委託者 エコプラント魚沼
	白トレイ	
	その他のプラスチック容器類	
古紙類(資源ごみ)	ダンボール/米袋	再資源化業者 エコプラント魚沼
	新聞紙	
	その他紙類	
古着	・自家搬入	再資源化業者
食器	・自家搬入	

(2) 中間処理施設の概要

ごみ処理施設の概要を表 3-1-3 に示します。

表 3-1-3 ごみ処理施設の概要

施設名称	エコプラント魚沼
所在地	魚沼市中島 707 番地1
敷地面積	23,090 m ²
建築面積	3,010 m ² (延床面積 5,346 m ²)
供用開始	平成7年4月1日
炉方式	准連続燃焼炉(流動床炉)
処理施設、処理能力	ごみ焼却施設 95t/16h(47.5/16h × 2炉) 不燃、大型ごみ処理施設 23t/5h
主な設備	ごみ焼却施設:受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、 排ガス処理設備、給排水設備、余熱利用設備、 通風設備、灰出し設備、電気、計装設備 大型、不燃ごみ処理施設:受入供給設備、 手選別、破碎・圧縮設備
その他	資源化物一時集積所

※上記施設では、南魚沼市大和地域から発生する一般廃棄物も受入処理しています。

(3) その他の処理施設等

容器包装プラスチック類の中間処理(圧縮減容、梱包)については、平成 25 年度から全面民間委託を行い民間施設内で処理を行っています。また、古紙類やダムの流木などの特殊な品目については処分許可業者により各施設で民間処理を行っています。

(4) 最終処分場の概要

廃棄物の最終処分については、平成 22 年度から災害時のリスク分散を図るため、民間業者 2 社に委託しています。

3 ごみ排出量の実績

(1) ごみ排出量の推移

ごみ総排出量の推移を表3-1-4及び図3-1-2に示します。

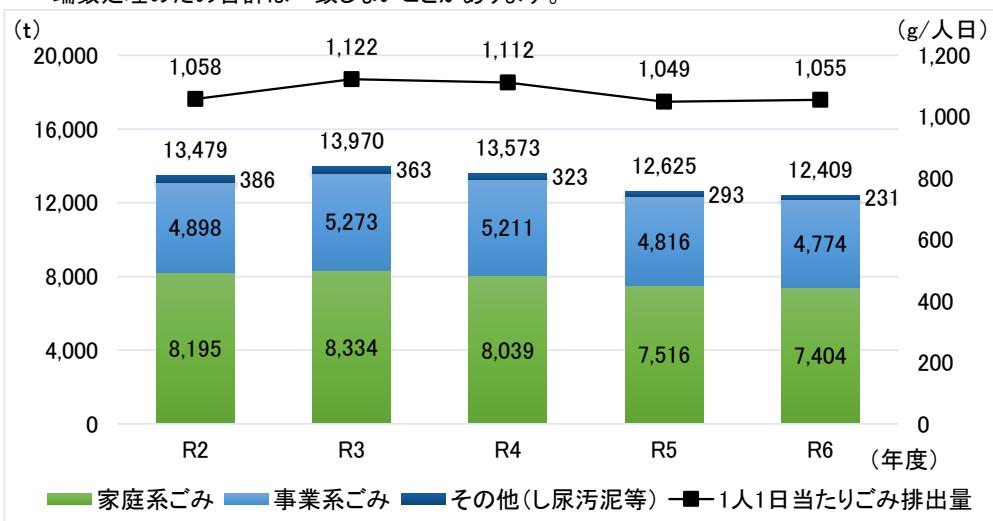
総排出量は令和3年度を境に減少傾向となっています。

表3-1-4 ごみ総排出量の推移

項目＼年度	実績				
	R2	R3	R4	R5	R6
人口(3月31日) (人)	34,904	34,125	33,438	32,876	32,234
総排出量 (t)	13,479	13,970	13,573	12,625	12,409
家庭系ごみ (t)	8,195	8,334	8,039	7,516	7,404
事業系ごみ (t)	4,898	5,273	5,211	4,816	4,774
その他(し尿汚泥等) (t)	386	363	323	293	231
1人1日当たりごみ排出量 (g/人日)	1,058	1,122	1,112	1,049	1,055
家庭系ごみ (g/人日)	643	669	659	625	629
事業系ごみ (g/人日)	384	423	427	400	406
その他(し尿汚泥等) (g/人日)	30	29	26	24	20
1人1日当たり事業系ごみ (t/日)	13.42	14.45	14.28	13.16	13.08
家庭系ごみ (t/年)	8,195	8,334	8,039	7,516	7,404
燃やせるごみ (t/年)	6,260	6,225	6,070	5,651	5,621
燃やせないごみ (t/年)	447	434	414	384	357
資源ごみ (t/年)	883	988	937	870	842
大型ごみ (t/年)	605	687	618	612	584
事業系ごみ (t/年)	4,898	5,273	5,211	4,816	4,774
燃やせるごみ (t/年)	3,339	3,632	3,682	3,396	3,389
燃やせないごみ (t/年)	72	70	66	61	60
資源ごみ (t/年)	1,215	1,285	1,190	1,109	1,083
大型ごみ (t/年)	272	287	273	250	242
その他(し尿汚泥等) (t/年)	386	363	323	293	231

※不法投棄、災害廃棄物を除きます。

端数処理のため合計は一致しないことがあります。



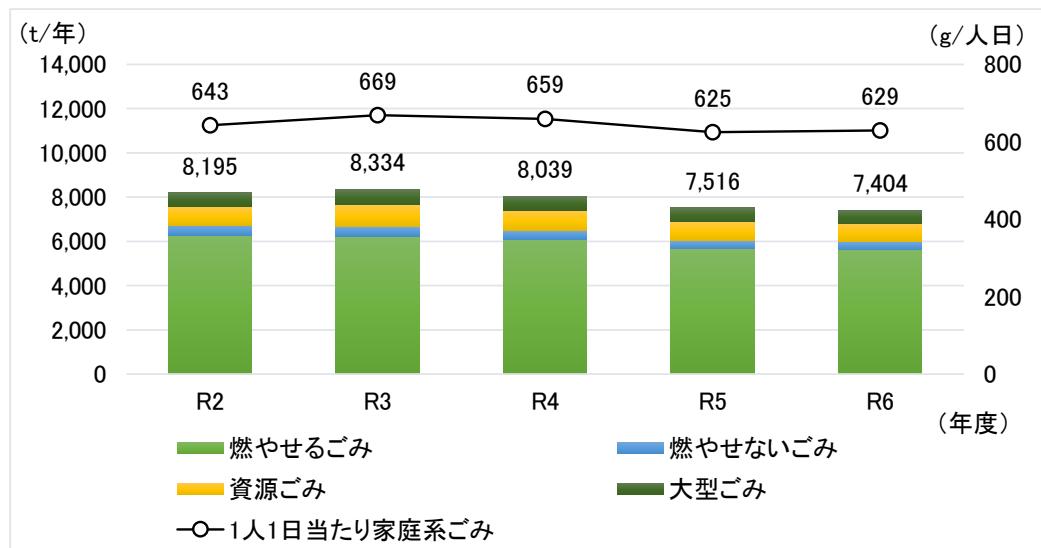
※不法投棄、災害廃棄物を除きます。

図3-1-2 ごみ排出量の推移

(2) 家庭系ごみ排出量の実績

家庭系ごみ排出量の推移を図3-1-3に示します。

家庭系ごみは令和3年度を境に減少傾向となっており、1人1日当たり家庭系ごみは令和2年度から6年度の5年間で2.2%減少しています。



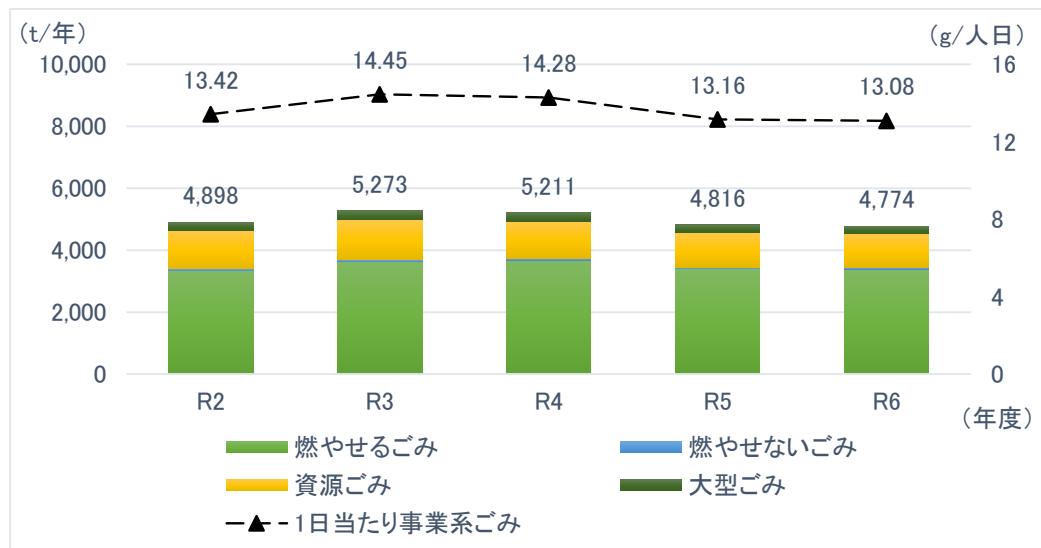
※不法投棄、災害廃棄物を除きます。

図3-1-3 家庭系ごみ排出量の推移

(3) 事業ごみ排出量の実績

事業ごみ排出量の推移を図3-1-4に示します。

事業系ごみは令和3年度を境に減少傾向となっていますが、1日当たり事業系ごみは令和2年度から6年度の5年間で2.5%減少しています。



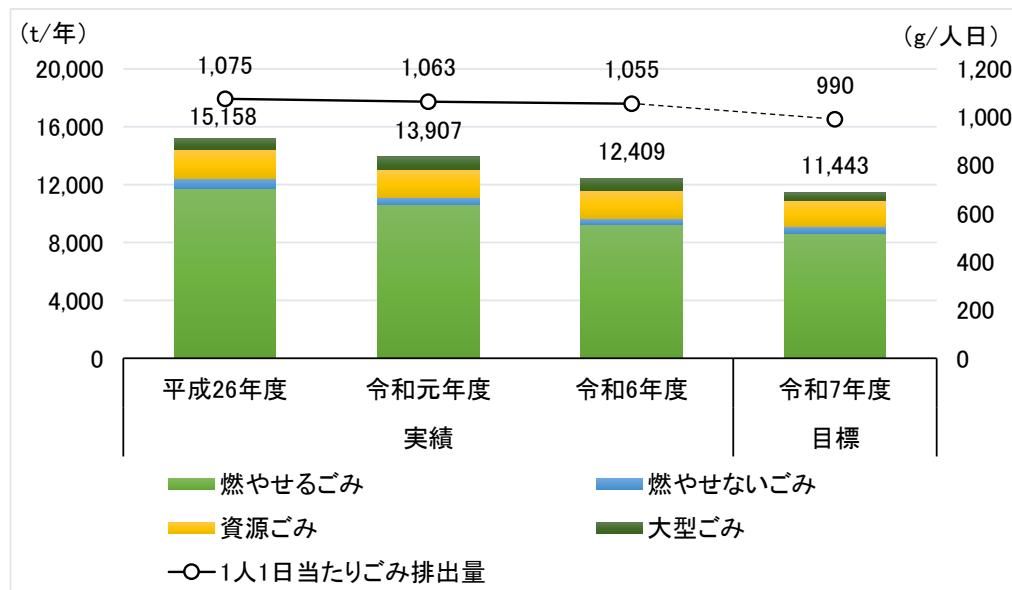
※不法投棄、災害廃棄物を除きます。

図3-1-4 事業系ごみ排出量の推移

(4) ごみ総排出量の目標値との比較

ごみ総排出量の実績値と前計画の目標値を図3-1-5に示します。

ごみ総排出量、1人1日当たりごみ排出量は、減少していますが、目標の達成には至っていません。



※不法投棄、災害廃棄物を除きます。

図3-1-5 ごみ総排出量の実績値と目標値

4 リサイクル量の実績

(1) リサイクル量の推移

リサイクル量の推移を表3-1-5及び図3-1-6に示します。

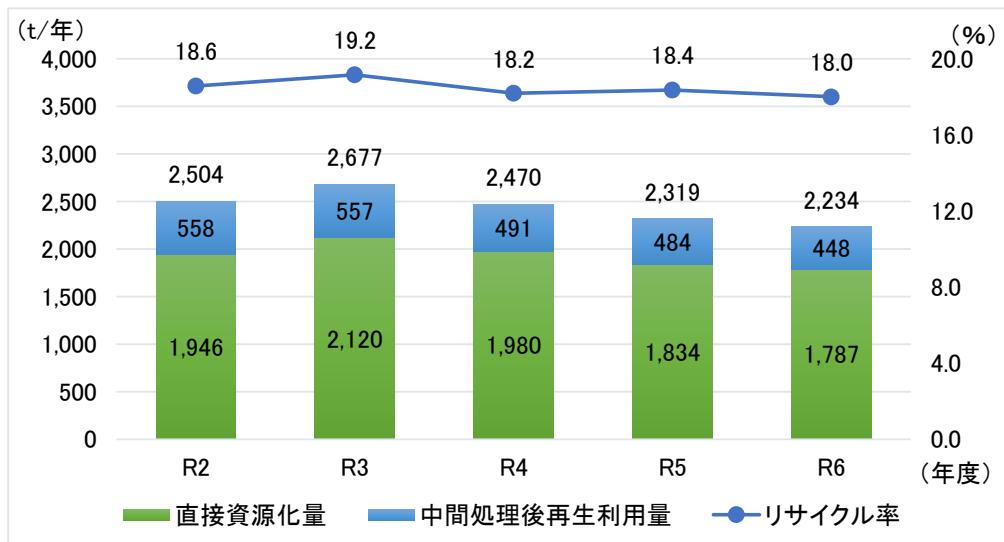
リサイクル量は令和3年度を境に減少しており、リサイクル率も同様の傾向です。

表3-1-5 リサイクル量の推移

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6
リサイクル量 (t/年)	2,504	2,677	2,470	2,319	2,234
直接資源化量 (t/年)	1,946	2,120	1,980	1,834	1,787
中間処理後再生利用量 (t/年)	558	557	491	484	448
焼却施設 (t/年)	19	20	20	16	14
粗大ごみ処理施設 (t/年)	160	182	164	148	148
その他の資源化施設 (t/年)	380	354	306	320	285
総排出量 (t/年)	13,479	13,970	13,573	12,625	12,409
リサイクル率 (%)	18.6	19.2	18.2	18.4	18.0

※不法投棄、災害廃棄物を除きます。

端数処理のため合計は一致しないことがあります。



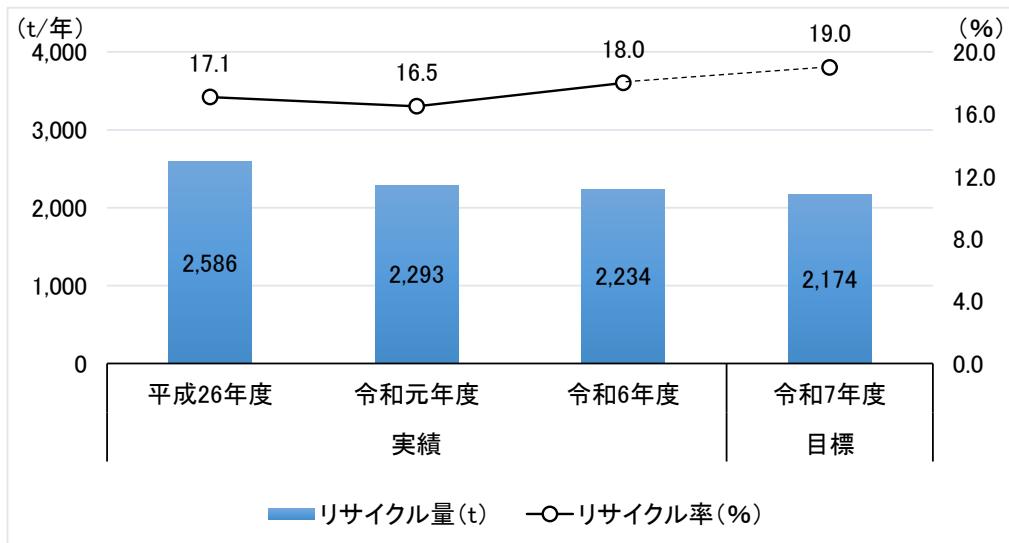
※不法投棄、災害廃棄物を除きます。

図3-1-6 リサイクル量の推移

(2) リサイクル率の目標値との比較

リサイクル率の実績値と前計画の目標値を図3-1-7に示します。

リサイクル量はすでに令和7年度目標を達成していますが、リサイクル率は前計画の目標19%の達成には至っていません。



※不法投棄、災害廃棄物を除きます。

図 3-1-7 リサイクル率の実績値と目標値

5 ごみの減量化とリサイクルの取り組み状況

(1) 市民の取り組み

ア ごみの減量化

魚沼地域定住自立圏共生ビジョンに基づき、南魚沼市、湯沢町及び本市の二市一町では、食品ロス削減を目的とした「おいしい食べきり運動」を実施し、市民の食品廃棄物の排出抑制に努めています。

また、市民の間でも資源ごみの分別排出や生ごみ処理機器による生ごみの減量、マイバック運動への参加、過剰包装の拒否など、ごみ減量化に向けた取組が広がっています。

イ 資源物回収の取り組み

家庭におけるごみの分別による資源化物化のほか、自治会、PTA等によるリターナルビン（再使用できるビン：生ビン）などの資源化物の回収や、回収を行うスーパーマーケット等への紙パックや白トレイなどの持込が行われています。

(2) 事業者の取り組み

ア 店頭回収

スーパーマーケットや酒類販売店では、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、紙パックや白トレイ、リターナルビン等の回収が行われています。

イ 環境マネジメントの推進

一部事業所では ISO14001 やエコアクション21などの環境マネジメント認証の取得による啓発活動や美化運動など、環境保全やごみ排出抑制に向けた取組が進んでいます。

ウ おいしい食べきり運動

南魚沼市、湯沢町及び本市の圏域内に営業する小売店、飲食店、宿泊施設等で、「おいしい食べきり運動」の取組に賛同する店舗等において食品ロス削減を進めています。

(3) 行政の取り組み

ア 資源ごみの分別収集

家庭から7種11区分に分別され回収された廃棄物を、処理施設においてさらにガラス4種類、スチール缶、アルミ缶等の資源化物及び小型家電リサイクル対象物に仕分けているほか、古着及び食器の回収を実施しています。

イ ごみの減量化説明会等の開催

ごみの減量化に向けて出前講座や自治会説明会などを開催し、ごみの現状や具体的な分別方法の説明等を行うとともに、市民への分別リサイクル啓発を行っています。

ウ バイオマス利活用推進事業

本市では、家庭から排出される生ごみの減量と資源化の推進を目的として、コンポスト容器及び電動生ごみ処理機の購入者に対し補助金の交付を行っています。

令和2年度は4件でしたが、徐々に増加し、令和6年度では16件となりました。

表 3-1-6 補助実績の推移（単位：台）

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6
電動生ごみ処理機	4	3	7	6	9
コンポスト容器	0	6	2	7	7
合計	4	9	9	13	16

資料：魚沼市市民福祉部生活環境課

6 中間処理量の実績

(1) 焼却処理量

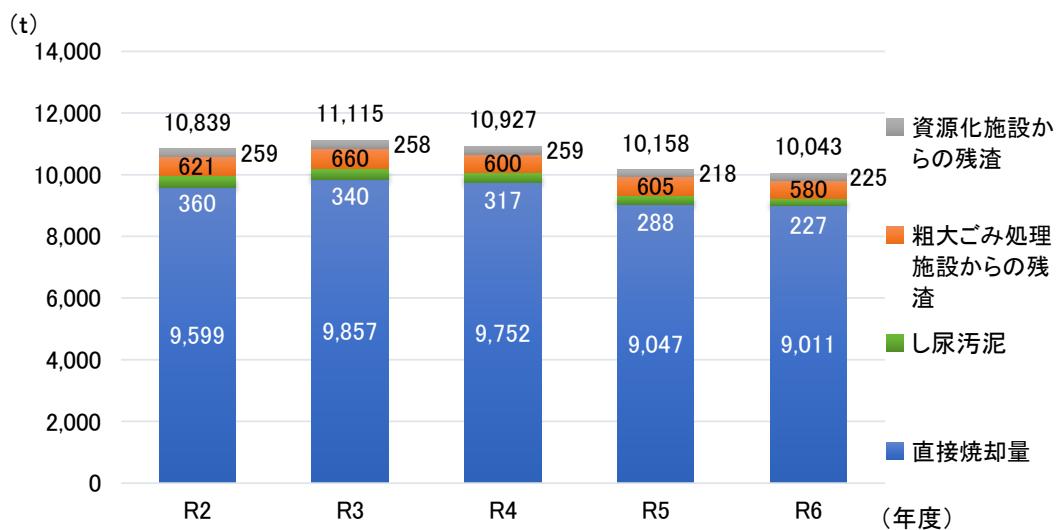
焼却処理量の推移を表3-1-7及び図3-1-8に示します。

焼却処理量は、総排出量と同様に、令和3年度を境に減少傾向となっています。

表3-1-7 焼却処理量の推移

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	(t/年)
焼却処理量	10,839	11,115	10,927	10,158	10,043	
直接焼却量	9,599	9,857	9,752	9,047	9,011	
し尿汚泥	360	340	317	288	227	
粗大ごみ処理施設からの残渣	621	660	600	605	580	
資源化施設からの残渣	259	258	259	218	225	

※不法投棄、災害廃棄物を除きます。



※不法投棄、災害廃棄物を除きます。

図3-1-8 焼却処理量の推移

(2) 大型ごみ処理施設等での処理量

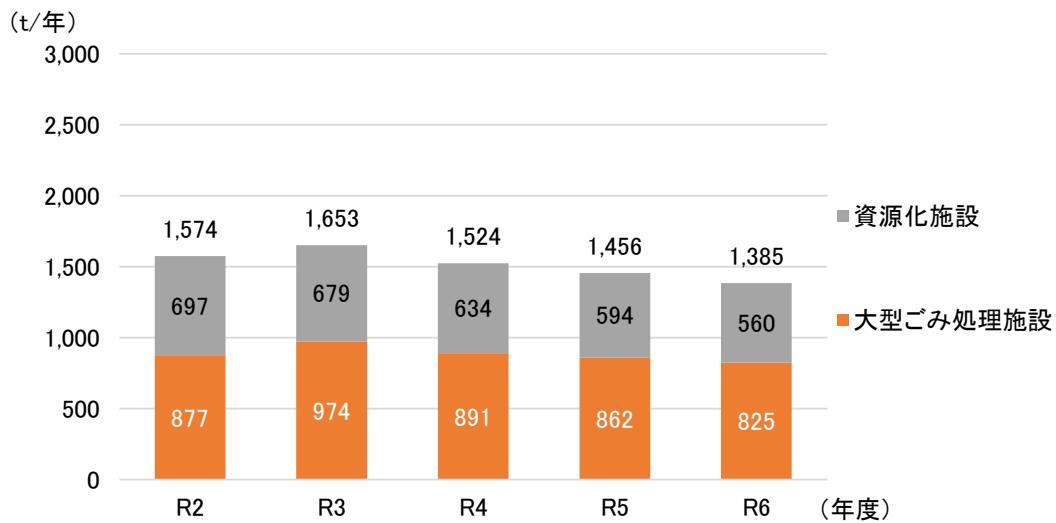
大型ごみ処理施設等での処理量の推移を表3-1-8及び図3-1-9に示します。

大型ごみ処理施設の処理量は、総排出量と同様に、令和3年度を境に減少傾向となっていきます。資源化施設の処理量は、令和2年度から減少傾向となっています。

表3-1-8 大型ごみ処理施設等での処理量の推移

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6
中間処理量	1,574	1,653	1,524	1,456	1,385
大型ごみ処理施設	877	974	891	862	825
資源化施設	697	679	634	594	560

※不法投棄、災害廃棄物を除きます。



※不法投棄、災害廃棄物を除きます。

図3-1-9 大型ごみ処理施設等での処理量の推移

7 最終処分量の実績

(1) 最終処分量の推移

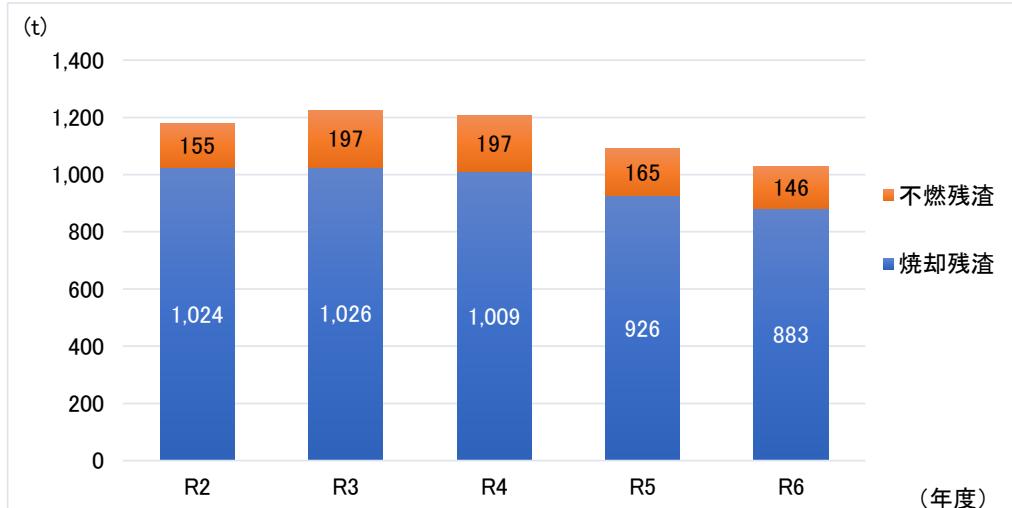
最終処分量の推移を表3-1-9及び図3-1-10に示します。

令和2年度から3年度にかけて最終処分量は増加していましたが、令和4年度以降減少しています。

表3-1-9 最終処分量の推移

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	(t/年)
最終処分量	1,179	1,223	1,206	1,091	1,029	
焼却残渣	1,024	1,026	1,009	926	883	
不燃残渣	155	197	197	165	146	

※不法投棄、災害廃棄物を除きます。



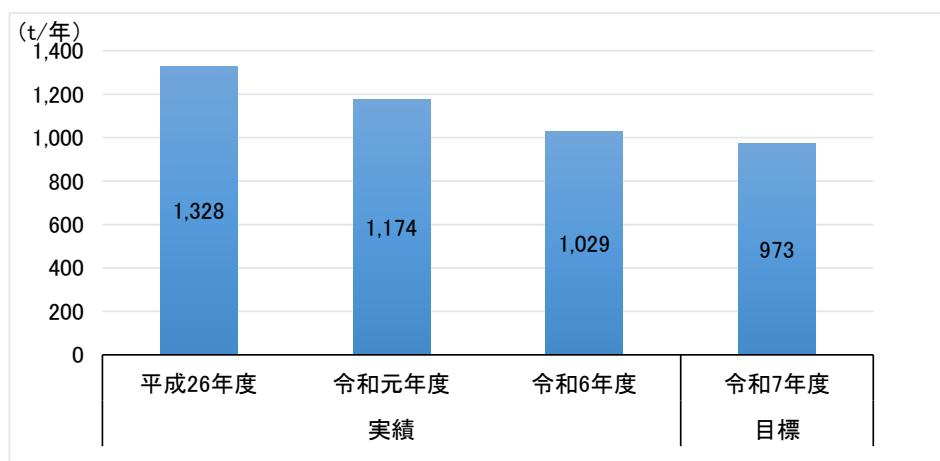
※不法投棄、災害廃棄物を除きます。

図3-1-10 最終処分量の推移

(2) 最終処分量の目標値との比較

最終処分量の実績値と前計画の目標値を図3-1-11に示します。

最終処分量は減少していますが、目標の達成には至っていません。

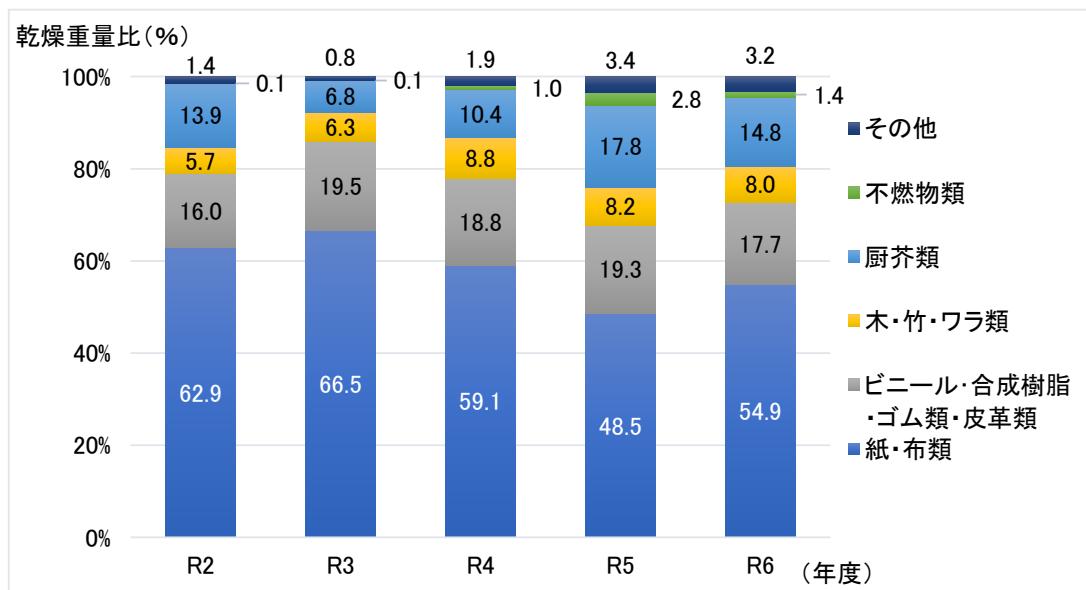


※不法投棄、災害廃棄物を除きます。

図3-1-11 最終処分量の実績値と目標値

8 ごみ質分析結果

燃えるごみの種類組成（乾燥重量比）を図3-1-12に示します。



資料:一般廃棄物処理実態調査結果

図3-1-12 燃えるごみの種類組成（乾燥重量比）

燃えるごみの三成分値※を図3-1-13に示します。

令和2年度は可燃分が41%、水分55%でしたが、令和6年度は可燃分が36%に減少し、水分が60%と増加しています。

【※三成分値:可燃ごみを水分、灰分、可燃分の三成分の構成比で示すもの】

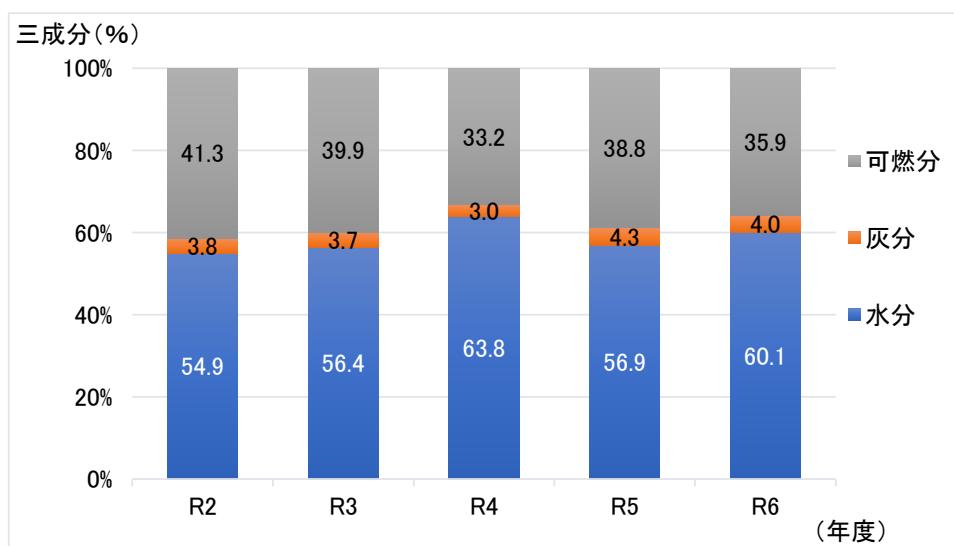


図3-1-13 燃えるごみの三成分値（重量比）

燃えるごみの低位発熱量^{※1}及び単位体積重量^{※2}を図3-1-14に示します。

【※1 低位発熱量:燃えるごみの燃焼によって発生した熱量を示すもの】

【※2 単位体積重量:燃えるごみを一定の容器が一杯になるまで入れ、その際の重量を容器の容積で除した値を示すもの】

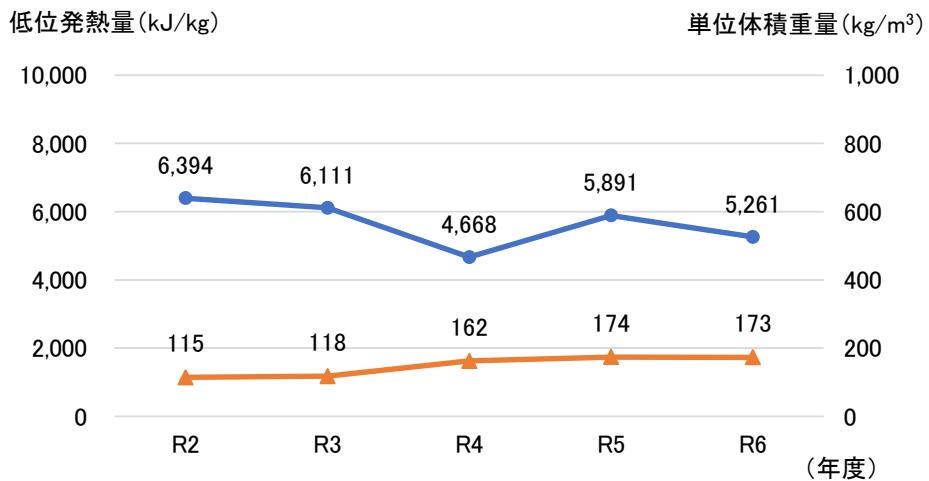


図 3-1-14 燃えるごみの低位発熱量及び単位体積重量

9 処理経費

処理経費を表3-1-10及び図3-1-15に示します。

ごみ処理事業費の増加に伴い、処理経費は令和2年度以降増加しており、令和6年度の1人当たりの処理経費は36,736円、1t当たりの処理経費は95,427円となっています。

表 3-1-10 処理経費の推移

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ収集事業費 (千円)	153,917	154,271	165,936	167,524	180,822
ごみ処理事業費 (千円)	442,802	509,359	535,851	595,274	777,205
ごみ処理容器事業費 (千円)	38,849	37,324	41,282	76,185	91,312
清掃総務費 (千円)	65,948	51,735	45,516	65,461	57,671
償還金 (千円)	73,613	73,561	67,022	67,022	59,729
新ごみ処理施設建設事業 (千円)	5,107	0	0	6,735	17,423
計 (千円)	780,236	826,250	855,607	978,201	1,184,162
人口(3月31日) (人)	34,904	34,125	33,438	32,876	32,234
1人当たりの処理経費 (円)	22,354	24,212	25,588	29,754	36,736
排出量 (kL/年)	13,479	13,970	13,573	12,625	12,409
1t当たりの処理経費 (円)	57,885	59,144	63,039	77,479	95,425

※排出量は不法投棄、災害廃棄物を除きます。

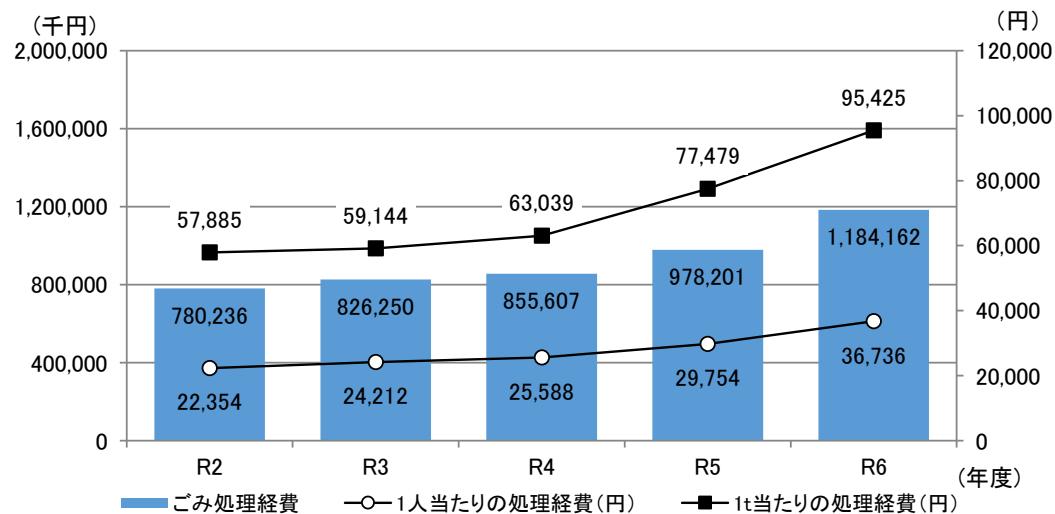


図 3-1-15 処理経費

10 類似市町村との比較検討

類似市町村との比較を図3-1-16に示します。

本データは環境省令和6年度一般廃棄物処理実態調査(令和5年度実績)に基づきます。

1人1日当たりの排出量は、評価項目の基準値100に対して87であり、類似市町村よりも高い排出量となっています。

廃棄物からの資源回収率は、評価項目の基準値100に対して109であり、類似市町村より資源回収率が高い状況となっています。

廃棄物のうち最終処分される割合は、評価項目の基準値100に対して122であり、類似市町村より最終処分量が少ない状況となっています。原因として、本市では、直接埋立量がないことがあげられます。

人口1人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は、評価項目の基準値100に対して68及び86であり、類似市町村より費用が高額となっています。

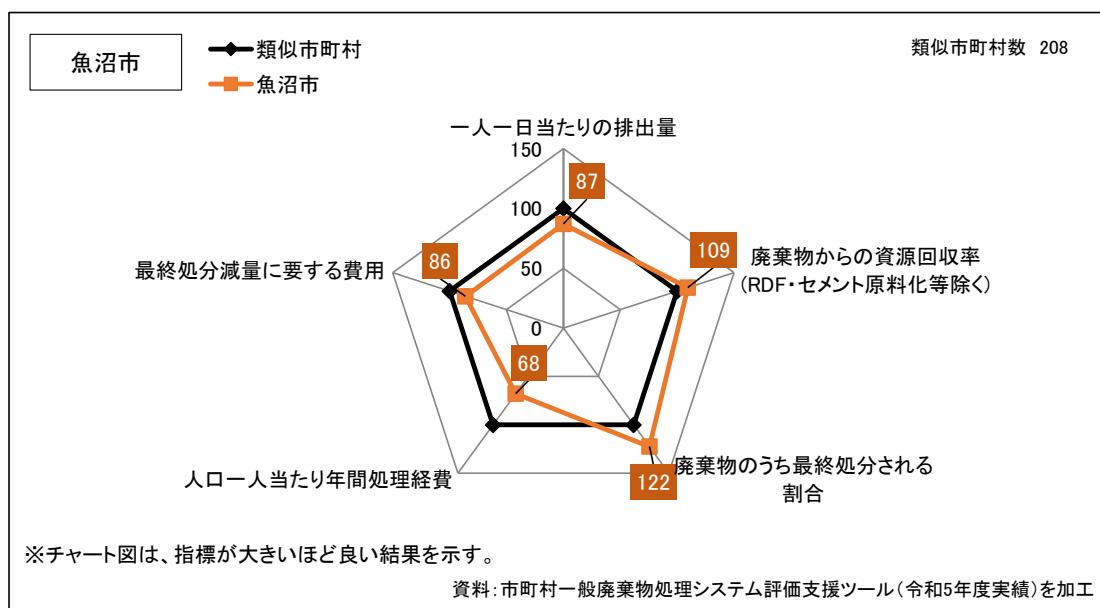


図3-1-16 類似市町村との比較 (令和5年度)

11 温室効果ガス排出量の実績

本市では、「魚沼市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき、2030年度(令和12年度)までに、温室効果ガス排出量全体を基準年度である2013年度(平成25年度)比で46%削減することを目標として、市全域からの排出温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

廃棄物分野(一般廃棄物)の温室効果ガス排出量を示します。

表3-1-11 温室効果ガス排出量の推移

年度	R2	R3	R4
温室効果ガス排出量 (単位:千tCO ₂)	4	5	4

出典:自治体排出量カルテ(廃棄物分野(一般廃棄物))

1.2 施策の評価

前計画を策定してから、これまで行ってきた施策の評価を表3-1-13に示します。

表3-1-12 前計画の施策の評価(1)

数値目標		評価	理由
排出抑制	目標 R7:11,443t/年 実績 R6:12,409t/年	△	目標は達成していないが、排出抑制が進んでいる。
	目標 R7:990g/人日 実績 R6:1,042g/人日	△	目標は達成していないが、排出抑制が進んでいる。
再生利用	目標 R7:2,174 t/年 実績 R6:2,234t/年	○	目標は達成し、再生利用が進んでいる。
	目標 R7:19.0% 実績 R6:18.0%	△	目標は達成していないが、再生利用が進んでいる。
最終処分	目標 R7:973t/年 実績 R6:1,029t/年	△	目標は達成していないが、排出抑制、再生利用が進んでいる。
行政の役割		評価	理由
①資源ごみの分別収集		○	ごみ分別・収集周知用冊子、ホームページ、市報等によるごみの分別及び3R推進に向けた広報活動や「ごみの分け方・出し方」をテーマとした出前講座を実施し、分別収集の徹底を図っている。
②集団回収等への協力		—	集団回収等は現在未実施であるため、今後は自治会等と協力するなど、新たな施策の検討が必要。
③リサイクル率の向上		○	リサイクル率及び家庭系リサイクル率を公表し、「見える化」することで、分別回収を進めている。
④生ごみの減量化		○	生ごみ処理機器やコンポストの普及促進に努めながら、生ごみの堆肥化及び減量化を促している。
⑤ごみ発生量抑制のための啓発活動		○	環境にやさしい消費者(グリーンコンシューマー)運動などの啓発活動やごみ処理費用に関する情報公開を実施している。
⑥環境教育の推進		○	環境フェアの開催や不法投棄防止の啓発活動のほか、小中学生を対象とした環境学習会などを実施している。
⑦多量排出事業者に対する指導		○	多量のごみを排出する事業者に対して、ごみの減量化や資源化に向けた取組を推進し、適正処理に関する指導に努めている。
⑧新たな施策の検討		○	新たな施策の構築に向けた先進地取組等の調査し、研究に取り組んでいる。

○:達成済み、実施中 △:一部実施 -:未実施

表3-1-12 前計画の施策の評価(2)

市民の取り組み	評価	理由
①環境にやさしい消費者(グリーンコンシューマー)運動	○	次のような行動に努めている。 ・長くつきあえる商品やサービスを選ぶ。 ・繰り返し使ったり、詰め替えたりできる商品を選ぶ。 ・リサイクルしやすい商品を選ぶ。 ・リサイクル資源が使われている商品を選ぶ。 ・燃やしても、埋め立ても安全で埋立地に負担がかからない商品を選ぶ。 ・買い物時には、マイバックを使用する。 ・過剰包装を断ったり、ばら売りのものを購入する。
②市が実施するごみの減量化の施策への協力	○	市が実施するごみの減量化とリサイクルの施策に協力している。
③事業者が実施するリサイクル事業への協力	○	スーパー・マーケット等が実施する紙パック、白トレイ等の自主回収に協力している。
④集団回収等への協力	○	自治会、PTA等が行う資源物回収活動に協力し、ごみの減量化とリサイクル活動の推進に努めている。
④生ごみ処理	○	「おいしい食べり運動」に参加し食品ロス削減に努めている。 コンポストや生ごみ処理機器等の活用により生ごみの堆肥化などに取り組み、ごみの減量化に努めている。
事業者の役割	評価	理由
①ごみの減量化及びリサイクル活動の推進	△	産業廃棄物は、事業者自らの責任において分別排出とともに適正処理を行い、多量のごみを排出する事業者にあっては、減量化・資源化計画を作成し、実行している。 大型生ごみ処理機等による堆肥化や飼料化、剪定枝のチップ化などの資源化を検討するなど、ごみの減量化とリサイクル活動の推進に努めている。 現在は、一部の事業者のみが取り組んでいるため、今後は個人事業者等の取組が必要。
②自主回収の促進と啓発	△	リサイクル可能な資源物の自主回収を進め、リサイクル意識の啓発を推進している。 現在は、一部の事業者のみが取り組んでいるため、今後は個人事業者等の取組が必要。
③国・県及び市への協力	△	廃棄物の減量化と適正な処理に関し、国・県及び市の施策に協力している。 現在は、一部の事業者のみが取り組んでいるため、今後は個人事業者等の取組が必要。
④包装の簡素化の推進	△	包装の簡素化に努めるとともに、消費者にも協力をお願いしている。 現在は、一部の事業者のみが取り組んでいるため、今後は個人事業者等の取組が必要。

○:達成済み、実施中 △:一部実施 -:未実施

表 3-1-12 前計画の施策の評価(3)

事業者の役割	評価	理由
⑤事業者の意識啓発	△	従業員に対してごみの減量化や資源化に向けた意識の高揚を図っている。 現在は、一部の事業者のみが取り組んでいるため、今後は個人事業者等の取組が必要。
⑥グリーン製品の使用等	△	再生品など環境にやさしい製品を使用するとともに、ものを無駄にしないよう努めている。 現在は、一部の事業者のみが取り組んでいるため、今後は個人事業者等の取組が必要。
⑦食品ロスの削減	△	「おいしい食べきり運動」に参加し、食品ロス削減に努めている。仕入れや販売方法の工夫により、食品が廃棄物にならないよう努めている。また、飲食店等では、食べ残し削減に取り組んでいる。 現在は、一部の事業者のみが取り組んでいるため、今後は個人事業者等の取組が必要。
⑧生ごみ処理	△	大型生ごみ処理機等を活用しながら生ごみの減量や堆肥化などに積極的に取り組み、ごみの減量化に努めている。 現在は、一部の事業者のみが取り組んでいるため、今後は個人事業者等の取組が必要。
収集・処分対象外の廃棄物	評価	理由
家電リサイクル法対象品については、処理施設での引取・回収を行わないことから、購入した販売店や専門業者での引取りについて周知する。	○	継続して実施している。
パソコンリサイクル対象品は、処理施設において回収する。	○	大型ごみとして収集し、処理を行っている。
処理施設の能力では処理できないもの若しくは危険性・有害性があるごみ、又はリサイクル関連法令の対象品に係る排出及び処理に関しては、排出者自らが購入先や処理専門業者などに処理を依頼することとし、その旨を市民及び事業者に対して理解と周知・協力を求めるとともに、適正な処理・回収ルートを活用するよう広報等を通じて市民への啓発を行う。	○	継続して実施している。

○:達成済み、実施中 △:一部実施 -:未実施

表 3-1-12 前計画の施策の評価(4)

事業系ごみ	評価	理由
事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、事業者自ら又は収集運搬許可業者に委託して処理施設に搬入することとし、その処分については処理施設及び処分許可業者が行うこととする。多量排出者については自己処理責任の原則から、自己処理徹底に向けたごみの排出計画及び減量化計画の策定などを要請する。 なお、事業系ごみの分別は家庭系に準じた区分とし、ごみの減量化に向けた啓発を行うとともに、資源化物となる廃棄物の処分は市内で行うよう事業者に協力を求めていく。	○	継続して実施している。
産業廃棄物は、事業者の責任において適正に処分するよう促す。なお、一般廃棄物の処理に支障を来さない範囲の品目及び量に限定した上で、処理施設において産業廃棄物の受け入れを行う。	○	継続して実施している。

○:達成済み、実施中 △:一部実施 ー:未実施

表 3-1-12 前計画の施策の評価(5)

収集・運搬	評価	理由
家庭系一般廃棄物の収集運搬を民間業者委託し、ごみが飛散又は流出しないよう収集運搬作業を行う。	○	継続して実施している。
収集の区分及び回数、収集ルート等は、当面、現状と同様とし、ごみの分別区分等の変更に合わせ見直しを行う。	○	継続して実施している。
事業系一般廃棄物の分別区分は家庭系廃棄物に準じ、事業者が自ら又は収集運搬許可業者に収集運搬を委託して処理施設に搬入する。	○	継続して実施している。
引越し等で多量のごみを排出する場合は、排出者が自ら又は収集運搬許可業者に依頼し、直接処理施設に搬入する。	○	継続して実施している。
中間処理	評価	理由
燃やせるごみ、燃やせないごみ及び大型ごみは、処理施設において中間処理を行う。	○	継続して実施している。
容器包装プラスチックは、民間業者に委託しリサイクル処分する。古紙類は、古紙処分業者へ引き渡す。	○	継続して実施している。
古着及び食器類はリサイクル業者へ引き渡す。	○	継続して実施している。
最終処分	評価	理由
民間業者2社への処分委託を継続する。	○	継続して実施している。
ごみ収集・処理施設の整備	評価	理由
戸別収集の解消にむけて関係地区に働きかける。	○	戸別収集の解消にむけて関係地区に働きかけている。 廃棄物収集施設(ごみステーション)の設置に関し、新設、更新及び修繕の費用を補助している。また、廃棄物収集ボックスの設置に関し、購入費用を補助している。
令和13年度供用開始を目指し、新施設を整備し、それまでの間、現施設を安全に維持管理するため必要最小限の修繕更新を行いながらごみ処理事業の安定的継続を図る。	○	安全に維持管理するため、修繕更新を行いながらごみ処理事業を継続している。また、新ごみ処理施設の整備を進めている。

○:達成済み、実施中 △:一部実施 -:未実施

第2節 ごみ処理の課題

(1) ごみ処理手数料の見直し

ごみ排出量は減少傾向にありますが、老朽化に伴う処理施設の改修、新施設の整備及び維持・運営に係る今後の経費増高を踏まえ、ごみ処理手数料の改定を検討する必要があります。

(2) 収集・運搬委託

人口の減少、排出抑制、資源化の推進により年々ごみの収集運搬量が減少傾向にあるため、収集ルートの見直しや効率化について検討を進める必要があります。また、高齢化が進み、ごみの排出が困難な世帯が増えていることから、支援策の導入が求められています。

(3) ごみの適正排出区分

燃やせるごみには資源となるものが含まれていることから、ごみの減量化と適正排出を推進するため、ごみの分別区分について周知徹底を継続することが必要です。

(4) 中間処理

エコプラント魚沼は、竣工から30年が経過し、設備全体の老朽化が進行しています。また、安定稼働のためには継続的な補修が不可欠であり、その費用は多額になることが見込まれます。

一方で、ごみ排出抑制やリサイクルの推進によりごみ量は減少しており、令和13年度には南魚沼市大和地域からの搬入がなくなる見込みです。そのため、計画処理能力95t/日に対し、実際に必要と想定される処理能力は44t/日と大きく乖離し、過大な設備の維持による維持管理費の縮減が必要となっています。こうしたことを踏まえ、老朽化対策と適正規模化を同時に実現するため、新たな施設の整備を前提とし、今後のごみ処理の方向性、施設の在り方などを明確にすることが必要です。

(5) 最終処分

本市の令和6年度の最終処分量は1,029tであり、前計画の目標値973tは未達成となっています。

本市では災害時のリスク分散を図るため、民間業者2社に委託していますが、埋立容量には限りがあることから、最終処分量をできるだけ削減することが求められます。

(6) 再生利用

本市では、古紙類やプラスチック容器包装の他、古着類や食器の資源化を進めています。しかし、容器類の軽量化や雑誌類のデジタル化が進展していることもあり、令和6年度のリサイクル率は18.0%であり、前計画の目標値19.0%は未達成となっています。

前計画の目標値を達成するためには、分別の徹底のほかに新たな資源物の資源化が考えられます。現在、本市ではプラスチックごみを燃やせるごみとして収集し、焼却処理を行っていますが、国は、令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」を施行し、さらなる資源循環を推進しています。この法律に基づき、現在の処理方法から、より高度なマテリアルリサイクル（再生利用）への移行が求められています。

リサイクル率を上昇させるためには、プラスチックごみの処理方法に関する方針を確定し、市民への啓発活動が必要です。また、分別収集されたプラスチックごみを適切に処理するための施設整備の検討や分別収集の徹底も必要となります。

しかしながら、全てのプラスチックごみをマテリアルリサイクルすることは技術的・経済的にも難しいことから、効率的かつ環境負荷の低いプラスチックごみの処理体系（分別、収集・運搬、中間処理、最終処分）の構築が求められます。

(7) その他

ごみに関する情報は、「ごみの出し方・分け方ガイドブック」のほか、市ホームページや広報紙などで掲載していますが、ごみ処理の流れや処理に要する経費など、ごみ処理行政に関する情報の発信が十分とはいえません。

市民一人ひとりがごみ処理の現状や課題を正しく理解し、自らの生活行動を見直すきっかけとなるよう、情報提供の内容をより一層充実させる必要があります。

第3節 ごみ処理基本計画の方針

近年、廃棄物を取り巻く環境は大きく変化しており、食品ロスの削減を目的とする「食品ロス削減推進法」やプラスチックごみの削減と再資源化を進める「プラスチック資源循環促進法」など、新たな法制度が相次いで施行されています。

これらに加え、国の「廃棄物処理法の基本方針」や「循環型社会形成推進基本計画」では、廃棄物の発生抑制から再使用・再生利用、そして最終処分に至るまでの各段階で、環境への負荷を最小限に抑えることが求められています。

こうした社会的動向や法制度の整備を踏まえ、本市では、市民・事業者・行政が一体となり、資源の有効活用と環境保全の両立を図る取組を一層推進します。循環型社会の形成と美しい生活環境の維持を目指して、次の重点事項に基づく取組を進めています。

循環型社会に向けた重点事項

1. 市民・事業者・行政が一体となって、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進に取り組みます。
2. 循環型社会の構築と環境保全の両立を目指した処理を実施します。

環境美化の重点事項

1. 「ごみの出し方・分け方」を徹底するよう、啓発を図ります。
2. 戸別収集の段階的な解消に繋げられるよう、該当区域におけるごみステーション等の整備促進に取り組みます。
3. 適正なごみ処理、不法投棄の防止に取り組み、快適で清潔なまちづくりを進めます。

第4節 ごみ排出量の将来予測

1 ごみ排出量の予測方法

ごみ排出量の予測は、次のような手順で行います。

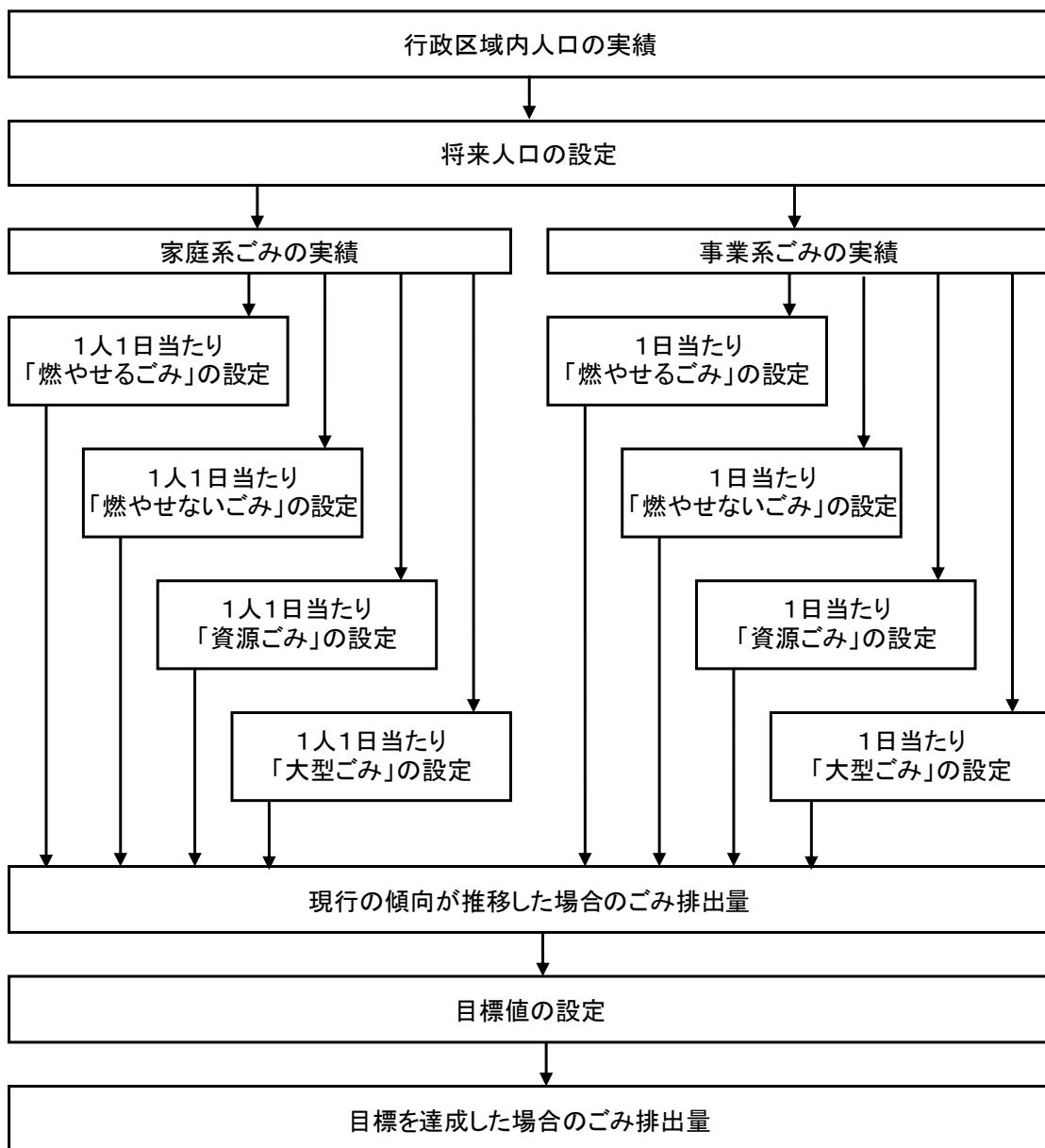


図 3-4-1 ごみ排出量の予測手順

2 推計式の特徴

現状の傾向が推移した場合のごみ排出量は、1人1日当たりの家庭系ごみ及び事業系ごみとして、それぞれ区分ごとに推計式を用いて予測します。使用する推計式の概要を次に示します。

この予測方法は、過去の実績に基づき、その線形から将来の傾向を複数の回帰式で示すものであり、5年先、10年先といった中長期の予測に適した方法です。直近の将来値とは乖離することもある。予測式の採用は、各予測式の決定係数（各予測式の実績への当てはまりの度合い）や実績との整合性などを総合的に判断し、最も適当とするものを採用します。

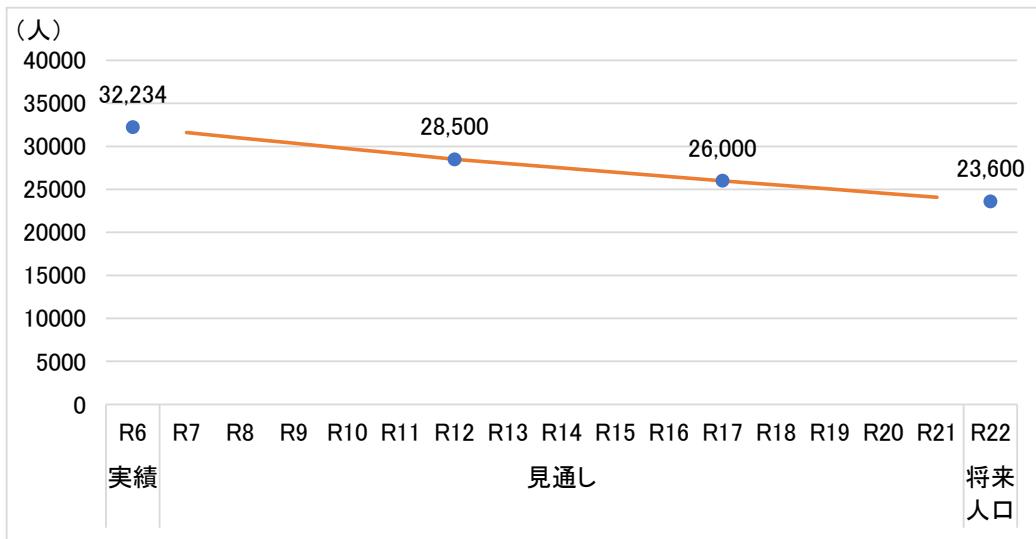
表 3-4-1 本計画で使用する推計式の概要

予測式の種類・式	模式図	特徴
①一次傾向線 $y=a \cdot x + b$		最も基本となる式であり、傾きが一定で直線的に推移する式。直線的に増減することから、長期の予測では不自然な傾向になることもあります。予測値の妥当性を判断する必要がある。
②一次指数曲線 $y=a \cdot b^x$ ($a>1, b>0$)		実績値にばらつきが少ない場合に良く適合する式であり、多くの場合において実績値の増減率が徐々に大きくなることから、長期的な予測では推計値の妥当性について判断する必要がある。
③べき乗曲線 $y=a \cdot x^b$ ($a>0, b>0$)		逓減増加・減少を示す曲線であり、実績の変動に対して将来的に徐々に緩やかな傾向へと変化するため、長期的な推計において、比較的あてはまりが良い。
④対数式 $y=a \cdot \log x + b$ ($x>0$)		徐々に増減率が収束していくような推移となる予測式である。長期の予測でも実績値との比較的乖離が少ない。

※「ごみ処理施設構造指針解説(厚生省水道環境部監修)(1987年8月)」に、一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線が紹介されており、そのうち比較的当てはまりがよいのは一次傾向線、一次指数曲線、べき曲線である。二次傾向線のかわりに、対数曲線を加えて検討した。なお、べき曲線は計算不能となることがあるため、初期値をゼロとしたべき乗曲線を用いた。

3 人口の予測

人口の実績と人口ビジョン等の予測から将来人口を設定します。
目標年度の令和17年度の人口は、26,000人と見込まれます。



資料:「第三次魚沼市総合計画」人口フレーム
※「第三次魚沼市総合計画」人口フレームでは、令和17年、令和22年人口を設定しているため、直線補間しています。

図3-4-2 将来人口

4 ごみ排出量の予測

推計式を使用し、現状の施策下で推移した場合のごみ排出量の予測を行います。

(1) 家庭系燃やせるごみの予測結果

令和2年度と令和6年度を比較すると、令和6年度は減少していますが、令和5年度より増加していることから、本計画では過去5年間の平均値が推移するものとします。

実績値(単位:g/人日)

年度	原単位
R2	491.34
R3	499.80
R4	497.33
R5	469.63
R6	477.79

推計式

①一次傾向線	$y=a \cdot x + b$
②一次指数曲線	$y=a \cdot b^x$
③べき乗曲線	$y=a \cdot x^b$
④対数式	$y=a \cdot \log x + b$
Y	: 推計値
X	: 年次
a,b	: 定数

年度	①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	採用値
R7	470.00	470.07	476.98	477.09	487.18
R8	464.27	464.55	475.14	475.23	487.18
R9	458.54	459.09	473.56	473.61	487.18
R10	452.82	453.70	472.17	472.19	487.18
R11	447.09	448.37	470.92	470.91	487.18
R12	441.36	443.10	469.80	469.76	487.18
R13	435.64	437.89	468.78	468.71	487.18
R14	429.91	432.75	467.84	467.74	487.18
R15	424.18	427.66	466.98	466.85	487.18
R16	418.45	422.64	466.17	466.01	487.18
R17	412.73	417.67	465.42	465.23	487.18
決定係数 (相関係数 ²⁾	0.48535	0.48272	0.34558	0.34953	
決定係数順位	1	2	4	3	
数値順位	4	3	1	2	

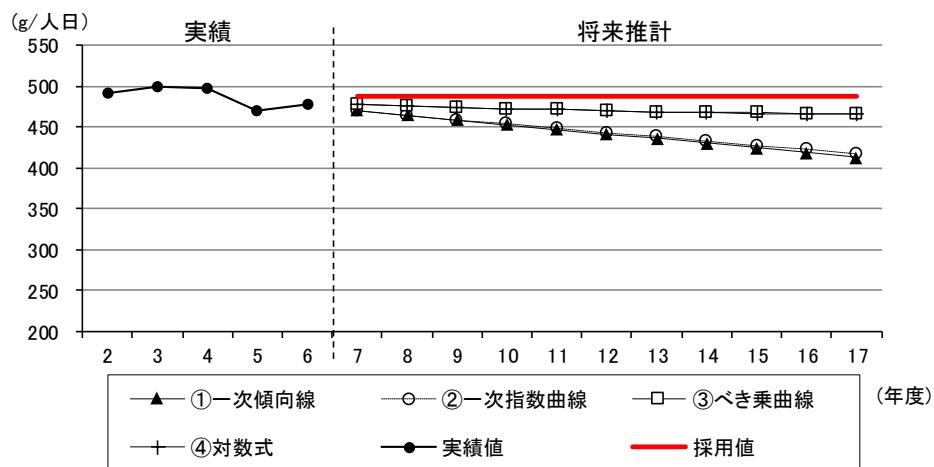


図 3-4-3 家庭系燃やせるごみの予測結果

(2) 家庭系燃やせないごみの予測結果

実績は減少傾向にあることから、本計画では最も緩やかに減少するべき乗曲線を採用します。

実績値(単位:g/人日)

年度	原単位
R2	35.10
R3	34.87
R4	33.89
R5	31.88
R6	30.32

推計式

①一次傾向線	$y=a \cdot x + b$
②一次指數曲線	$y=a \cdot b^x$
③べき乗曲線	$y=a \cdot x^b$
④対数式	$y=a \cdot \log x + b$
Y	:推計値
X	:年次
a,b	:定数

年度	①一次傾向線	②一次指數曲線	③べき乗曲線	④対数式	採用値
R7	29.45	29.57	30.85	30.83	30.85
R8	28.19	28.46	30.44	30.39	30.44
R9	26.94	27.39	30.09	30.01	30.09
R10	25.68	26.36	29.78	29.68	29.78
R11	24.43	25.37	29.51	29.38	29.51
R12	23.17	24.42	29.27	29.10	29.27
R13	21.92	23.50	29.05	28.86	29.05
R14	20.66	22.62	28.85	28.63	28.85
R15	19.41	21.77	28.67	28.42	28.67
R16	18.15	20.96	28.50	28.22	28.50
R17	16.90	20.17	28.34	28.04	28.34
決定係数 (相関係数 ²⁾	0.92558	0.91401	0.74970	0.76684	
決定係数順位	1	2	4	3	
数値順位	4	3	1	2	

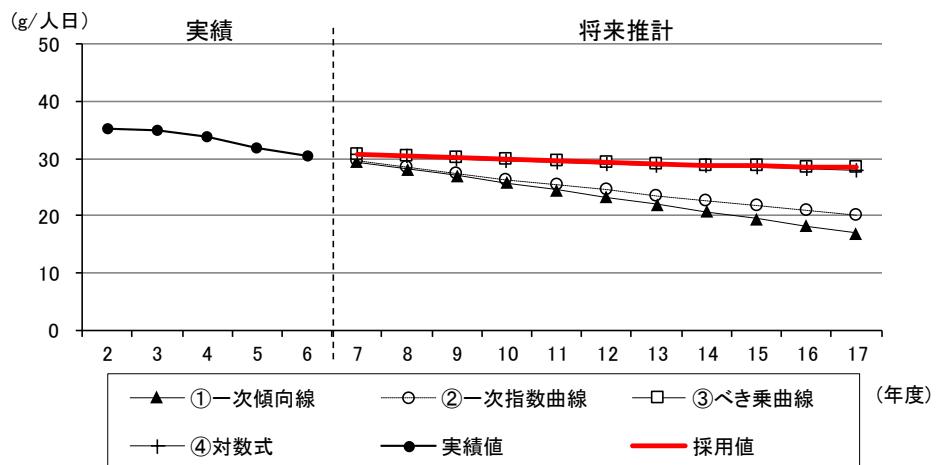


図3-4-4 家庭系燃やせないごみの予測結果

(3) 家庭系資源ごみの予測結果

令和3年度以降、実績は減少傾向ですが、令和6年度は減少傾向が緩やかになったことから、本計画では過去5年間の平均値が推移するものとします。

実績値(単位:g/人日)

年度	原単位
R2	69.34
R3	79.29
R4	76.79
R5	72.33
R6	71.59

推計式

①一次傾向線	$y=a \cdot x + b$
②一次指數曲線	$y=a \cdot b^x$
③べき乗曲線	$y=a \cdot x^b$
④対数式	$y=a \cdot \log x + b$
Y	:推計値
X	:年次
a,b	:定数

年度	①一次傾向線	②一次指數曲線	③べき乗曲線	④対数式	採用値
R7	73.13	73.16	74.46	74.47	73.87
R8	72.88	72.96	74.59	74.58	73.87
R9	72.64	72.75	74.70	74.68	73.87
R10	72.39	72.55	74.80	74.77	73.87
R11	72.15	72.35	74.89	74.84	73.87
R12	71.90	72.14	74.96	74.91	73.87
R13	71.65	71.94	75.04	74.97	73.87
R14	71.41	71.74	75.10	75.03	73.87
R15	71.16	71.54	75.17	75.09	73.87
R16	70.92	71.34	75.22	75.14	73.87
R17	70.67	71.14	75.28	75.18	73.87
決定係数 (相関係数 ²)	0.00657	0.00636	0.01594	0.01656	
決定係数順位	3	4	2	1	
数値順位	4	3	1	2	

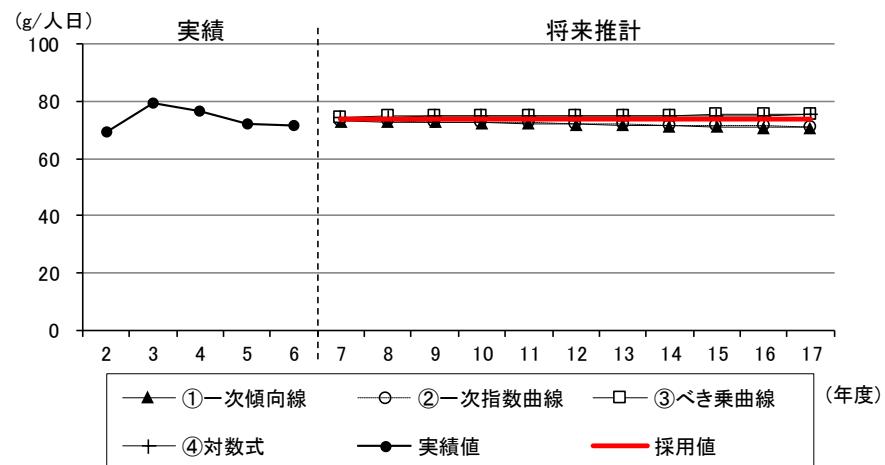


図 3-4-5 家庭系資源ごみの予測結果

(4) 家庭系大型ごみの予測結果

実績は令和4年度から横ばい傾向で推移しているため、本計画では過去5年間の平均値が推移するものとします。

実績値(単位:g/人日)

年度	原単位
R2	47.47
R3	55.17
R4	50.64
R5	50.85
R6	49.60

推計式

①一次傾向線	$y=a \cdot x + b$
②一次指數曲線	$y=a \cdot b^x$
③べき乗曲線	$y=a \cdot x^b$
④対数式	$y=a \cdot \log x + b$
Y	:推計値
X	:年次
a,b	:定数

年度	①一次傾向線	②一次指數曲線	③べき乗曲線	④対数式	採用値
R7	50.73	50.78	51.41	51.39	50.75
R8	50.72	50.81	51.54	51.51	50.75
R9	50.72	50.84	51.66	51.61	50.75
R10	50.71	50.88	51.77	51.71	50.75
R11	50.70	50.91	51.86	51.79	50.75
R12	50.70	50.94	51.94	51.86	50.75
R13	50.69	50.97	52.02	51.93	50.75
R14	50.69	51.00	52.09	51.99	50.75
R15	50.68	51.03	52.16	52.05	50.75
R16	50.67	51.07	52.22	52.10	50.75
R17	50.67	51.10	52.27	52.15	50.75
決定係数 (相関係数 ²⁾	0.00033	0.00032	0.03782	0.03911	
決定係数順位	3	4	2	1	
数値順位	4	3	1	2	

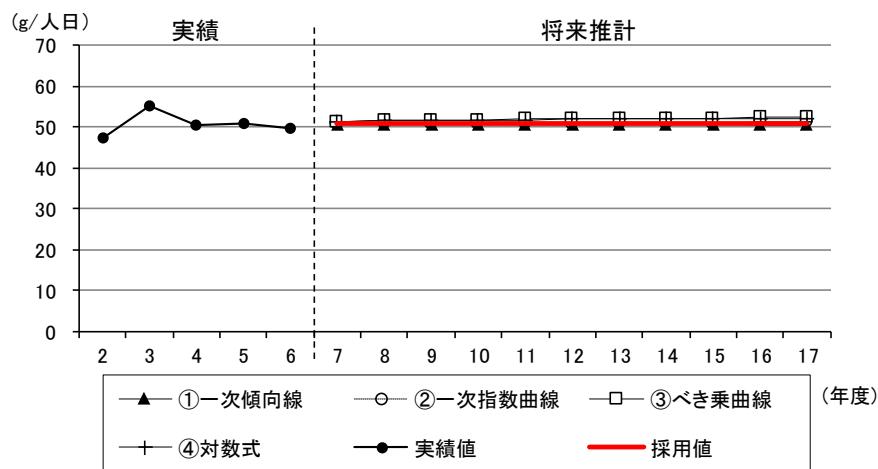


図3-4-6 家庭系大型ごみの予測結果

(5) 事業系燃やせるごみの予測結果

令和2年度と令和6年度を比較すると増加していること、今後は経済が改善する見込みであることから、本計画では増加傾向の対数式を採用します。

実績値(単位:t/日)

年度	原単位
R2	9.15
R3	9.95
R4	10.09
R5	9.28
R6	9.29

推計式

①一次傾向線	$y=a \cdot x + b$
②一次指數曲線	$y=a \cdot b^x$
③べき乗曲線	$y=a \cdot x^b$
④対数式	$y=a \cdot \log x + b$
Y	:推計値
X	:年次
a,b	:定数

年度	①一次傾向線	②一次指數曲線	③べき乗曲線	④対数式	採用値
R7	9.44	9.43	9.58	9.59	9.59
R8	9.40	9.40	9.59	9.59	9.59
R9	9.36	9.36	9.59	9.60	9.60
R10	9.32	9.32	9.60	9.60	9.60
R11	9.28	9.28	9.60	9.61	9.61
R12	9.24	9.25	9.61	9.61	9.61
R13	9.20	9.21	9.61	9.62	9.62
R14	9.16	9.18	9.62	9.62	9.62
R15	9.12	9.14	9.62	9.62	9.62
R16	9.08	9.10	9.62	9.63	9.63
R17	9.05	9.07	9.63	9.63	9.63
決定係数 (相関係数 ²⁾	0.01906	0.01856	0.00426	0.00439	
決定係数順位	1	2	4	3	
数値順位	4	3	1	1	

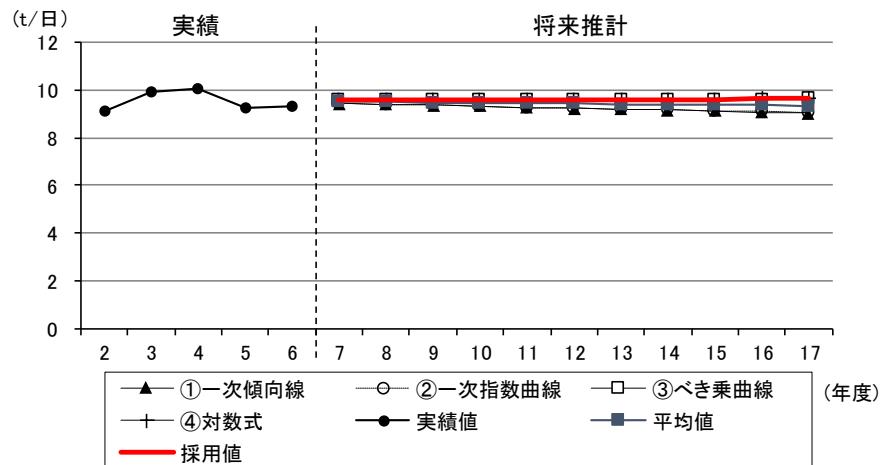


図 3-4-7 事業系燃やせるごみの予測結果

(6) 事業系燃やせないごみの予測結果

令和3年度以降、実績は減少傾向ですが、今後は経済が改善する見込みであることから、本計画では令和6年度実績が推移するものとします。

実績値(単位:t/日)

年度	原単位
R2	0.20
R3	0.19
R4	0.18
R5	0.17
R6	0.16

推計式

①一次傾向線	$y=a \cdot x + b$
②一次指數曲線	$y=a \cdot b^x$
③べき乗曲線	$y=a \cdot x^b$
④対数式	$y=a \cdot \log x + b$
Y	:推計値
X	:年次
a,b	:定数

年度	①一次傾向線	②一次指數曲線	③べき乗曲線	④対数式	採用値
R7	0.15	0.15	0.16	0.16	0.16
R8	0.14	0.14	0.16	0.16	0.16
R9	0.13	0.14	0.15	0.15	0.16
R10	0.12	0.13	0.15	0.15	0.16
R11	0.11	0.12	0.15	0.15	0.16
R12	0.10	0.11	0.15	0.15	0.16
R13	0.09	0.11	0.15	0.14	0.16
R14	0.08	0.10	0.14	0.14	0.16
R15	0.07	0.10	0.14	0.14	0.16
R16	0.06	0.09	0.14	0.14	0.16
R17	0.05	0.09	0.14	0.14	0.16
決定係数 (相関係数 ²)	0.99891	0.99566	0.91578	0.93222	
決定係数順位	1	2	4	3	
数値順位	4	3	1	2	

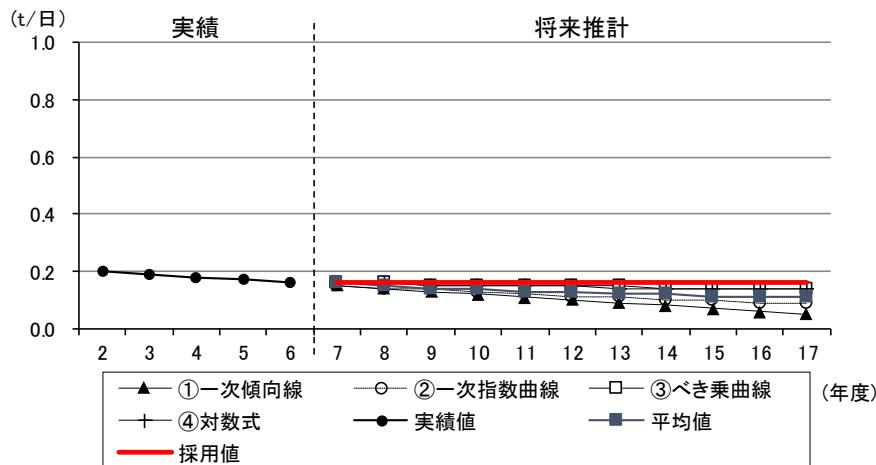


図3-4-8 事業系燃やせないごみの予測結果

(7) 事業系資源ごみの予測結果

令和3年度以降、実績は減少傾向ですが、令和6年度は減少傾向が緩やかになったことから、本計画では令和6年度実績が推移するものとします。

実績値(単位:t/日)

年度	原単位
R2	3.33
R3	3.52
R4	3.26
R5	3.03
R6	2.97

推計式

①一次傾向線	$y=a \cdot x + b$
②一次指数曲線	$y=a \cdot b^x$
③べき乗曲線	$y=a \cdot x^b$
④対数式	$y=a \cdot \log x + b$
Y	: 推計値
X	: 年次
a,b	: 定数

年度	①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	採用値
R7	2.86	2.87	3.00	3.00	2.97
R8	2.74	2.76	2.96	2.96	2.97
R9	2.62	2.66	2.93	2.93	2.97
R10	2.50	2.56	2.90	2.90	2.97
R11	2.38	2.47	2.88	2.87	2.97
R12	2.25	2.38	2.86	2.84	2.97
R13	2.13	2.29	2.84	2.82	2.97
R14	2.01	2.20	2.82	2.80	2.97
R15	1.89	2.12	2.80	2.78	2.97
R16	1.77	2.04	2.78	2.76	2.97
R17	1.65	1.97	2.77	2.75	2.97
決定係数 (相関係数 ²)	0.73788	0.72648	0.54353	0.56109	
決定係数順位	1	2	4	3	
数値順位	4	3	1	2	

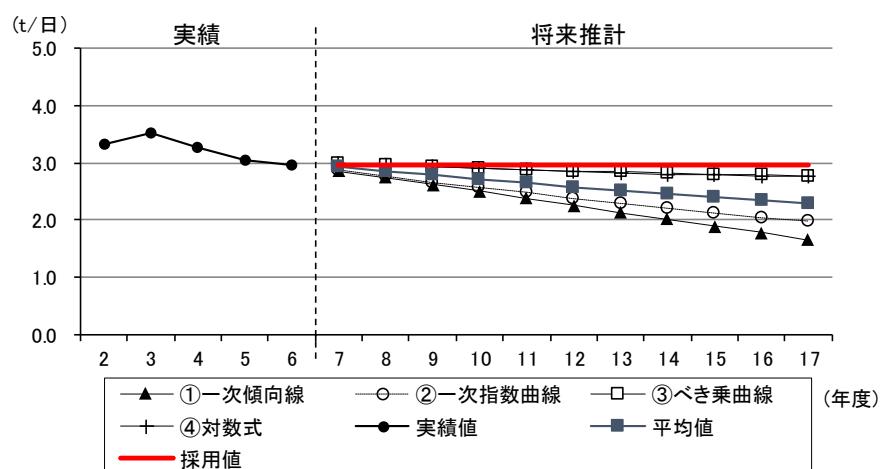


図 3-4-9 事業系資源ごみの予測結果

(8) 事業系大型ごみの予測結果

令和3年度以降、実績は減少傾向ですが、令和6年度は減少傾向が緩やかになったことから、本計画では令和6年度実績が推移するものとします。

実績値(単位:t/日)

年度	原単位
R2	0.75
R3	0.79
R4	0.75
R5	0.68
R6	0.66

推計式

①一次傾向線	$y=a \cdot x + b$
②一次指數曲線	$y=a \cdot b^x$
③べき乗曲線	$y=a \cdot x^b$
④対数式	$y=a \cdot \log x + b$
Y	:推計値
X	:年次
a,b	:定数

年度	①一次傾向線	②一次指數曲線	③べき乗曲線	④対数式	採用値
R7	0.64	0.64	0.67	0.67	0.66
R8	0.61	0.62	0.67	0.67	0.66
R9	0.58	0.59	0.66	0.66	0.66
R10	0.55	0.57	0.65	0.65	0.66
R11	0.52	0.55	0.65	0.64	0.66
R12	0.49	0.52	0.64	0.64	0.66
R13	0.47	0.50	0.64	0.63	0.66
R14	0.44	0.48	0.63	0.63	0.66
R15	0.41	0.46	0.63	0.62	0.66
R16	0.38	0.45	0.62	0.62	0.66
R17	0.35	0.43	0.62	0.61	0.66
決定係数 (相関係数 ²)	0.72807	0.71228	0.51064	0.52996	
決定係数順位	1	2	4	3	
数値順位	4	3	1	2	

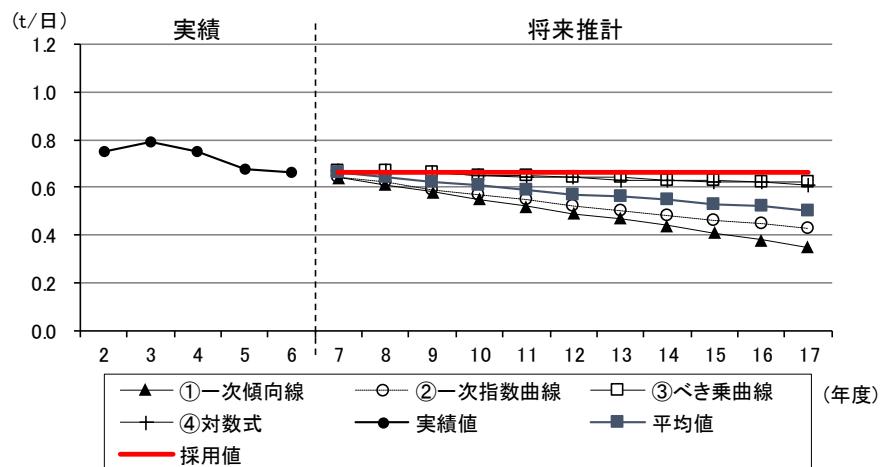


図3-4-10 事業系大型ごみの予測結果

(9) し尿の予測結果

実績は減少傾向にあることから、本計画では最も緩やかに減少するべき乗曲線を採用します。

実績値(単位:t/日)

年度	原単位
R2	0.99
R3	0.93
R4	0.87
R5	0.79
R6	0.62

推計式

①一次傾向線	$y=a \cdot x + b$
②一次指數曲線	$y=a \cdot b^x$
③べき乗曲線	$y=a \cdot x^b$
④対数式	$y=a \cdot \log x + b$
Y	:推計値
X	:年次
a,b	:定数

年度	①一次傾向線	②一次指數曲線	③べき乗曲線	④対数式	採用値
R7	0.58	0.60	0.67	0.67	0.67
R8	0.49	0.53	0.65	0.64	0.65
R9	0.40	0.48	0.63	0.61	0.63
R10	0.31	0.43	0.61	0.59	0.61
R11	0.22	0.38	0.59	0.57	0.59
R12	0.14	0.34	0.58	0.55	0.58
R13	0.05	0.31	0.57	0.53	0.57
R14	-0.04	0.28	0.56	0.51	0.56
R15	-0.13	0.25	0.54	0.50	0.54
R16	-0.22	0.22	0.54	0.48	0.54
R17	-0.30	0.20	0.53	0.47	0.53
決定係数 (相関係数 ²)	0.90316	0.86532	0.70840	0.75372	
決定係数順位	1	2	4	3	
数値順位	4	3	1	2	

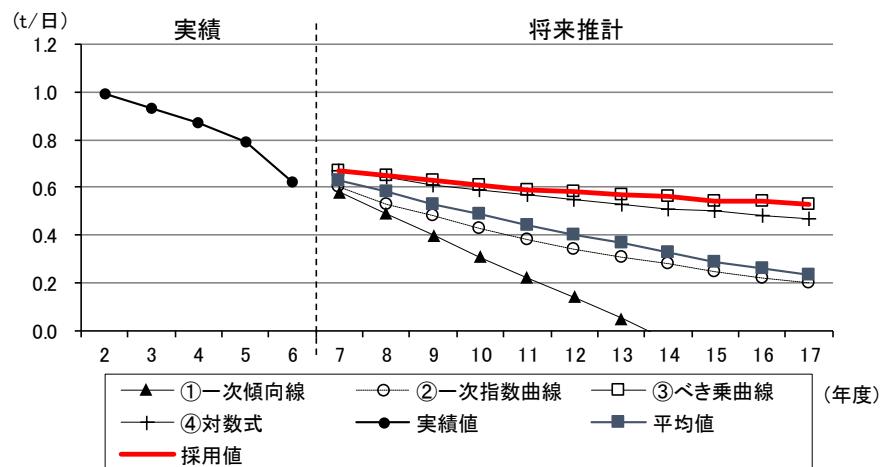


図 3-4-11 し尿の予測結果

表3-4-2 ごみ排出量

		実績		見込み		
		R2	R6	R8	R12	R17
人口(3月31日)	(人)	34,904	32,234	30,990	28,500	26,000
年間日数	(日)	365	365	365	365	366
総排出量(災害、産廃除く)	(t/年)	13,478.96	12,409.40	12,389	11,775	11,203
家庭系ごみ	(t/年)	8,195.05	7,403.99	7,265	6,668	6,092
事業系ごみ	(t/年)	4,898.32	4,774.29	4,883	4,891	4,913
その他(災害除く)	(t/年)	385.59	231.12	241	216	198
家庭系ごみ	(t/年)	8,195.05	7,403.99	7,265	6,668	6,092
燃やせるごみ	(t/年)	6,259.64	5,621.43	5,511	5,068	4,585
収集	(t/年)	5,736.33	5,087.85	4,987	4,587	4,149
直接搬入	(t/年)	523.31	533.58	524	481	436
燃やせないごみ	(t/年)	447.23	356.75	344	304	270
収集	(t/年)	424.31	332.86	321	284	252
直接搬入	(t/年)	22.92	23.89	23	20	18
資源ごみ	(t/年)	883.40	842.30	836	768	754
容器包装プラスチック	(t/年)	151.46	138.05	137	126	167
収集	(t/年)	144.16	130.16	129	119	157
直接搬入	(t/年)	7.30	7.89	8	7	10
古紙類	(t/年)	731.94	666.79	662	608	555
収集	(t/年)	692.15	606.25	602	553	504
直接搬入	(t/年)	39.79	60.54	60	55	51
古着	(t/年)	0.00	23.25	23	21	20
食器	(t/年)	0.00	14.21	14	13	12
大型ごみ	(t/年)	604.78	583.51	574	528	483
収集	(t/年)	29.14	23.52	23	21	19
直接搬入	(t/年)	575.64	559.99	551	507	464
事業系ごみ	(t/年)	4,898.32	4,774.29	4,883	4,891	4,913
燃やせるごみ	(t/年)	3,339.49	3,389.49	3,500	3,508	3,525
許可	(t/年)	3,040.06	2,991.09	3,087	3,094	3,109
直接搬入	(t/年)	299.43	398.40	413	414	416
燃やせないごみ	(t/年)	71.50	59.94	58	58	59
許可	(t/年)	67.21	54.57	53	53	54
直接搬入	(t/年)	4.29	5.37	5	5	5
資源ごみ	(t/年)	1,215.03	1,083.03	1,084	1,084	1,087
容器包装プラスチック	(t/年)	1.24	0.73	1	1	1
許可	(t/年)	1.24	0.73	1	1	1
直接搬入	(t/年)	0.00	0.00	0	0	0
古紙類	(t/年)	1,213.79	1,082.30	1,083	1,083	1,086
許可	(t/年)	1,133.12	1,021.21	1,022	1,022	1,025
直接搬入	(t/年)	80.67	61.09	61	61	61
大型ごみ	(t/年)	272.30	241.83	241	241	242
許可	(t/年)	212.94	186.92	186	186	187
直接搬入	(t/年)	59.36	54.91	55	55	55

第3章 ごみ処理基本計画

		実績		見込み		
		R2	R6	R8	R12	R17
その他(災害除く)	(t/年)	385.59	231.12	241	216	198
し尿汚泥	(t/年)	359.81	226.76	237	212	194
農業用マルチ	(t/年)	25.78	4.36	4	4	4
1人1日当たりごみ排出量	(g/人日)	1,058.01	1,054.74	1,095.27	1,131.94	1,177.28
家庭系ごみ	(g/人日)	643.26	629.30	642.28	641.00	640.18
燃やせるごみ	(g/人日)	491.34	477.79	487.18	487.18	481.78
燃やせないごみ	(g/人日)	35.10	30.32	30.44	29.27	28.34
資源ごみ	(g/人日)	69.34	71.59	73.87	73.87	79.27
大型ごみ	(g/人日)	47.47	49.60	50.75	50.75	50.75
家庭系ごみ(資源除く)	(g/人日)	573.91	557.71	568.37	567.17	560.95
事業系ごみ	(g/人日)	384.48	405.79	431.69	470.18	516.29
その他(災害除く)	(g/人日)	30.27	19.64	21.31	20.76	20.81
1日当たり事業系ごみ	(t/日)	13.42	13.08	13.38	13.40	13.42
燃やせるごみ	(t/日)	9.15	9.29	9.59	9.61	9.63
燃やせないごみ	(t/日)	0.20	0.16	0.16	0.16	0.16
資源ごみ	(t/日)	3.33	2.97	2.97	2.97	2.97
大型ごみ	(t/日)	0.75	0.66	0.66	0.66	0.66
1日当たりその他(災害除く)	(t/日)	1.06	0.63	0.66	0.59	0.54
し尿汚泥	(t/日)	0.99	0.62	0.65	0.58	0.53
農業用マルチ	(t/日)	0.07	0.01	0.01	0.01	0.01

表3-4-3 処理処分量

	実績		見込み		
	R2	R6	R8	R12	R17
焼却処理量(一般廃棄物) (t/年)	10,838.61	10,042.89	10,040	9,527	9,015
直接焼却量 (t/年)	9,599.13	9,010.92	9,011	8,576	8,110
し尿汚泥 (t/年)	359.81	226.76	237	212	194
大型ごみ処理施設からの残渣 (t/年)	620.72	580.21	573	541	510
資源化施設からの残渣 (t/年)	258.95	225.00	219	198	201
1人1日当たりごみ焼却量 (g/人日)	850.76	853.59	887.60	915.84	947.35
焼却以外の中間処理量 (不法投棄、災害除く) (t/年)	1,574.29	1,385.17	1,359	1,262	1,226
大型ごみ処理施設 (t/年)	877.08	825.34	815	769	725
資源化施設 (t/年)	697.21	559.83	544	493	501
燃やせないごみ (t/年)	518.73	416.69	402	362	329
容器包装プラスチック (t/年)	152.70	138.78	138	127	168
マルチ (t/年)	25.78	4.36	4	4	4
資源化量(不法投棄、災害除く) (t/年)	2,503.95	2,234.34	2,215	2,125	2,068
直接資源化量 (t/年)	1,945.73	1,786.55	1,782	1,725	1,673
中間処理後再生利用量 (t/年)	558.22	447.79	433	400	395
焼却施設 (t/年)	18.69	14.30	10	10	9
大型ごみ処理施設 (t/年)	159.85	148.00	146	138	130
資源化施設 (t/年)	379.68	285.49	277	252	256
リサイクル率(不法投棄、災害除く) (%)	18.6	18.0	17.9	18.0	18.5
最終処分量(不法投棄、災害除く) (t/年)	1,179.26	1,028.97	1,026	972	923
焼却残渣 (t/年)	1,024.47	883.08	884	839	794
不燃残渣 (t/年)	154.79	145.89	142	133	129
大型ごみ処理施設 (t/年)	97.26	96.94	95	90	85
資源化施設 (t/年)	57.53	48.95	47	43	44
1人1日当たりの最終処分量 (g/人日)	92.56	87.46	91	93	97
最終処分率(不法投棄、災害除く) (%)	8.7	8.3	8.3	8.3	8.2

第5節 目標の設定

1 実績と前計画の目標

表3-5-1に本市の実績と前計画の目標を示します。リサイクル量は前計画の目標を達成しましたが、そのほかの指標では目標の達成が難しい状況です。

表 3-5-1 実績と前計画の目標

	実績 R6	前計画目標値 R7	評価
ごみ総排出量 (t/年)	12,409	11,443	未達成
燃やせるごみ (t/年)	9,238	8,611	未達成
燃やせないごみ (t/年)	417	497	未達成
大型ごみ (t/年)	825	532	未達成
資源ごみ (t/年)	1,930	1,803	未達成
1人1日当たりごみ排出量 (g/人日)	1,055	990	未達成
リサイクル率 (%)	18	19	未達成
リサイクル量 (t/年)	2,234	2,174	達成
最終処分量 (t/年)	1,029	973	未達成

※不法投棄、災害を除きます

2 目標の設定

環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について、国は「1人1日当たりごみ焼却量を580g/人日とする」、あるいは「2020年度の実績比16%減とする」という目標を設定しています。しかし、本市では有料化を実施していることから、これらの目標値の対象外となります。そこで、本市では、上位計画である「第3次魚沼市環境基本計画」の目標（1人1日当たり排出量、リサイクル率）をごみ処理基本計画の目標とすることとした。

表 3-5-2 本計画の目標

●ごみ総排出量(参考):	R12年度	10,082 t/年
●1人1日当たり排出量:	R12年度	969 g/人日
●リサイクル率※:	R12年度	21.5 %

※リサイクル率:市が把握できる資源化量を対象とします。

R12年度:中間目標値

第6節 ごみの排出抑制の方策に関する事項

行政、市民、事業者の役割を整理し、体系図にまとめます。

図3-6-1 施策体系図

重点事項	重点事項に基づく主な施策
1 環型社会に向けた 重点事項 1.市民・事業者・行政が一体となって、4R(リユース、リデュース、リユース、リサイクル)の推進に取り組みます。 2.循環型社会の構築と環境保全の両立を目指した処理を実施します。	排出ルールの徹底 食品ロス及び生ごみの削減 集団回収への協力 4Rを意識した行動 事業者が実施するリサイクル事業への協力 市が実施するイベントへの参加
	ごみの減量化及びリサイクル活動の推進 自主回収の促進と啓発
	包装の簡素化の推進 グリーン製品の使用等
	食品ロスの削減 事業者の意識啓発
	国・県及び市への協力
	広報・啓発活動の充実 紙類の分別推進
	資源ごみの分別収集 集団回収等への支援
	生ごみ処理機器普及促進 事業系ごみ減量化の啓発
	環境教育の推進 グリーン製品の使用等
	新たな施策の検討 ごみ処理手数料の見直し 食品ロスの削減 プラスチックごみの対策 リチウム蓄電池の対策
行政	(1)効果的な分別収集方法の検討 ・収集運搬計画
	(2)安全で適正な処理・処分の実施 ・中間処理計画 ・最終処分計画 ・災害廃棄物の処理

1 市民の役割

●排出ルールの徹底

「ごみの出し方・分け方ガイドブック」やごみ分別アプリ「エコうお」などを活用し、適切にごみを分別し、決められた日にごみを出します。
また、ごみの分別を徹底することで、ごみの排出抑制に努めます。

●食品ロス及び生ごみの削減

「残さず食べよう！にいがた県民運動」に参加し、食品ロス削減に努めます。
コンポストや生ごみ処理機器などを活用し、生ごみの堆肥化などに積極的に取り組み、ごみの減量化に努めます。

●集団回収への協力

自治会、PTAなどが行う資源物回収活動に協力し、ごみの減量とリサイクル活動に取り組みます。

●4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を意識した行動

長く使用できる商品やサービスを選びます。
繰り返し使えたり、詰め替えたりできる商品を選びます。
再生品が使われている商品を選びます。
環境に優しい商品を選びます。
買い物時には、レジ袋を断り、マイバッグを使うようにします。
過剰包装を断わります。
家庭で使用しなくなった品物は、リサイクルショップやフリーマーケットなどのリユースの場で再利用します。

●事業者が実施するリサイクル事業への協力

スーパー・マーケットなどが実施する紙パック、白トレイなどの店頭回収に積極的に協力します。

●市が実施するイベントへの参加

市が推進するごみの減量化とリサイクルの施策を実践します。また、ごみに関するイベントや環境学習会に積極的に参加します。

2 事業者の役割

●ごみの減量化及びリサイクル活動の推進

事業者は排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化の推進に積極的に取り組みます。

多量のごみを排出する事業者は、減量化・資源化計画の作成・実行に努めます。

大型生ごみ処理機導入による堆肥化や飼料化、剪定枝のチップ化などの資源化を検討し、ごみの減量化とリサイクル活動の推進に努めます。

●自主回収の促進と啓発

事業活動に伴い発生する廃棄物については、適正な分別・保管・処理を徹底し、リサイクル可能な資源物は、自主回収体制の整備・拡充を図り、資源の有効利用を推進します。

●包装の簡素化の推進

事業者は、過剰包装の自粛に加え、再使用・再生利用が可能な素材や形状の包装を採用します。

回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制に取り組みます。

製品や容器等が廃棄物となった場合は、適正な循環的利用及び処分が円滑に行われるよう、容器包装の簡素化、繰り返し使用可能な製品や耐久性に優れた製品の製造・販売、修繕体制の整備、建築物の長寿命化、適正処理が困難とならない製品の開発・提供、さらに必要な情報の提供に努めます。

●グリーン製品の使用等

再生品など環境にやさしい製品を使用するとともに、ものを無駄にしないよう努めます。

●食品ロスの削減

「残さず食べよう！にいがた県民運動」に参加し、食品ロス削減に努めます。

仕入れや販売方法の工夫により、食品が廃棄物にならないよう努めます。また、飲食店等においては、食べ残し削減に取り組みます。

大型生ごみ処理機等を活用しながら、生ごみの減量や堆肥化などに積極的に取り組み、ごみの減量化に努めます。

●事業者の意識啓発

従業員に対してごみの減量化や資源化に関する勉強会などを実施し、ごみに対する意識の高揚を図ります。

●国・県及び市への協力

廃棄物の減量化と適正な処理に関して、国・県及び市の施策に協力します。

3 行政の役割

●広報・啓発活動の充実

収集周知用冊子やホームページ、市報等によるごみ減量・リサイクルに関する情報を積極的に提供するほか、「ごみの分け方・出し方」をテーマとした出前講座を実施し、分別収集の徹底を図ります。

また、ごみ出しルールが浸透していない転入者や外国人に対し、集合住宅の管理会社と連携して効果的な啓発を実施するとともに、ごみの排出状況が悪い場所には、職員が個別に訪問し、啓発・指導を行います。

●紙類の分別推進

燃やせるごみの中には、資源化が可能な紙類（雑誌類、牛乳パック等含む）がまだ多く含まれており、分別徹底が不十分であることから、分別方法を分かりやすく広報するなど、分別方法の周知徹底に努める。

●資源ごみの分別収集

「ごみの出し方・分け方ガイドブック」、ごみ分別アプリ「エコうお」、ホームページや広報紙などによるごみの分別及び4R推進に向けた広報活動を実施し、分別の徹底を図り、更なるリサイクル活動の普及を図ります。

製品プラスチックについて、コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法・実施時期について検討を行います。

●集団回収等への支援

自治会、PTA等が行う資源化物回収活動を支援し、ごみの減量化とリサイクルに推進します。また、啓発を保持できるよう、アプリ等のツールを用いた連携を検討します。

●生ごみ処理機器普及促進

家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化を推進するため、コンポスト容器及び電動生ごみ処理機の購入費補助を継続します。

事業者に対しては大型生ごみ処理機器等により、調理場等から発生する調理くずの堆肥化及び減量化を促します。

●事業系ごみ減量化の啓発

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、事業者自ら又は収集運搬許可業者に委託して処理施設に搬入することとし、その処分については処理施設及び処分許可業者が行うこととします。事業系ごみの分別は家庭系に準じた区分とし、ごみの減量化に向けた啓発を行うとともに、資源化物となる廃棄物の処分は市内で行うよう事業者に協力を求めていきます。

多量排出者については自己処理責任の原則から、自己処理徹底に向けたごみの排出計画及び減量化計画の策定などを要請します。

●環境教育の推進

環境フェアの実施、小学生を対象とした「夏のこどもエコチャレンジ！」などの環境学習会、不法投棄防止の啓発活動を通じて、ごみの減量化と循環型社会形成の推進を図ります。

●グリーン製品の使用等

再生品など環境にやさしい製品を使用し、ものを無駄にしないよう努めます。

●新たな施策の検討

ごみの発生抑制・適正処理を促すため、新たな施策の構築に向けた取組などを調査し、研究を進めます。

4 ごみ処理手数料の見直し

家庭系ごみは、排出量単純比例型の有料化を実施しており、燃やせるごみ、燃やせないごみについては指定袋で収集し、大型ごみは大型ごみ用指定袋、又は処理券による有料収集を行っています。

事業系ごみは、魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条の規定により、事業所の責務において行うことを基本とします。

新施設の整備及び維持・運営に係る今後の経費増高を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うこととします。

5 食品ロスの削減

「おいしい食べきり運動」や「残さず食べよう！にいがた県民運動」に参加し、食品ロス削減に努め、コンポストや生ごみ処理機器等の活用により生ごみの堆肥化などに取り組み、ごみの減量化に努めるよう啓発を行います。

さらに、食品ロス削減に向けて、食品ロス削減の重要性を広く周知するとともに、市民や事業者が実践しやすい取組事例を紹介し、その取組を推進します。

- ・ 食品ロス削減の重要性を広く周知するため、ホームページやSNSなどの情報ツールを活用して情報発信を実施します。
- ・ 市民一人ひとりが具体的な行動を起こせるよう、家庭でできる食品ロス削減の実践例を紹介し、取組の促進を図ります。
- ・ イベントなどの開催を通じて、食品ロス削減に関する啓発活動を推進します。
- ・ コンポストや生ごみ処理機器の活用を促進し、生ごみの堆肥化などによる資源循環を推進します。
- ・ 飲食の場での食べ残しを減らすための呼びかけやポスター掲示などを通じて、食品ロスの発生抑制に努めます。
- ・ 消費期限や賞味期限の近い商品を選ぶ「てまえどり」の推進を図ります。

6 プラスチックごみの対策

環境省は「プラスチック資源循環促進法」に基づき、さらなる資源循環の推進に取り組んでいます。同省は、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、その中で「3R+Renewable（リデュース・リユース・リサイクル+再生可能資源）」の基本原則と6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。その重点項目の一つである「効果的・効率的で持続可能なりサイクル」では、使用済みプラスチック資源の効果的・効率的で持続可能な回収及び再生利用を図るための取組を推進しています。

また、令和4年4月には「プラスチック資源循環促進法」が施行され、設計・製造から排出・回収・リサイクルまでの各段階において、プラスチックの資源循環を一層促進する取組が進められています。

これらの取組を実行するためには、プラスチックの処理方法に関する方針を具体的に定める必要があります。特に、一人ひとりが適切な分別を実践できるよう、分別方法の周知や啓発活動を強化することが重要です。廃プラスチックの適正処理に関する講習会の開催や広報紙やホームページなどによる情報発信を通じて、分別収集への理解と参加意識を高める取組が大切です。

分別方法の変更を行う場合には、市民への丁寧な説明と十分な周知を徹底することが求められます。あわせて、分別収集されたプラスチックを適正に処理できるリサイクル施設の整備や収集体制についても検討を進める必要があります。

本市では、現在、製品プラスチックは燃やせるごみとして処理をしていますが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら、白トレイ、その他のプラスチック容器類と併せて、製品プラスチックの収集に関して収集品目を変更する予定です。

また、プラスチック使用製品の廃棄物を抑制し、認定プラスチック使用製品を使用するよう広報紙やホームページなどを活用し、啓発・情報提供を行います。

7 リチウムイオン電池の対策

家庭で不要になったリチウムイオン電池やリチウムイオン電池内蔵の製品は、通常の収集では発火の恐れがあるため、危険物として「大型ごみ」に分類し、排出方法は以下の2つとし、市のホームページやガイドブックなどで周知を図ります。

- ・ 「大型ごみ用指定袋（6号袋）」に入れて収集予約をする。
- ・ 「自家搬入」でエコプラント魚沼に直接搬入する。

特に、膨張したリチウムイオン電池は危険なため、エコプラント魚沼に直接搬入するよう引き続き周知を図ります。また、燃やせるごみ、燃やせないごみへの誤搬入を防ぐとともに、「危険・有害ごみ」といった分かりやすい分別区分を新設し、安全かつ確実な収集及び処理の実施に向け、検討を進めます。

第7節 ごみの適正な処理に関する基本的事項

1 収集運搬計画

(1) 家庭系ごみ

本市のごみ処理計画区域は市内全域とし、収集運搬は、引き続き民間事業者に委託します。委託にあたっては、ごみの飛散や流出が生じないよう、適切かつ安全な収集運搬作業を実施します。

収集の区分・回数及び収集ルート等については、新ごみ処理施設の稼働に向けて、大型ごみの区分の見直し、危険有害やその他プラスチック類などの区分を設ける予定です。表3-7-1に変更後のごみの分別区分（案）を示します。

なお、引越し等で多量のごみを排出する場合は、排出者が自ら又は収集運搬許可業者に依頼し、直接処理施設に搬入するものとします。

表3-7-1 変更後のごみの分別区分（案）

区分	
燃やせるごみ	
燃やせないごみ	・ ビン・缶
	・ 金属・その他
大型ごみ	
枝・木(木材)	
危険・有害ごみ	
プラスチック類(資源ごみ)	・ ペットボトル
	・ その他プラスチック類
古紙類(資源ごみ)	・ ダンボール
	・ 新聞紙
	・ 雑誌・その他紙類
古着	
食器	
食用油	

(2) 事業系ごみ

事業系ごみの分別区分は、家庭系ごみに準じるものとします。事業者は、自ら又は収集運搬許可業者に委託して、適正に処理施設へ搬入することとします。

なお、令和7年4月1日現在、市内における事業系一般廃棄物の収集運搬は、既存の許可業者により十分対応可能な状況にあります。したがって、現状においては、事業系一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行わないものとします。

(3) 収集・処理対象外の廃棄物

家電リサイクル法の対象品目、本市の処理施設では処理できないもの、危険性・有害性のあるごみについては、排出者自らが購入先や処理専門業者等に処理を依頼することとします。これらの収集・処理対象外の廃棄物については、市民及び事業者に対し理解と協力を求めるとともに、適正な処理・回収ルートの活用を周知します。さらに、広報等を通じて、適正処理及びリサイクルに関する啓発を行います。

2 中間処理計画

燃やせるごみ、燃やせないごみ及び大型ごみは、処理施設において中間処理を行います。容器包装プラスチックは、民間業者に委託しリサイクル処分します。古紙類は、古紙処分業者へ引き渡します。古着及び食器類はリサイクル業者へ引き渡します。なお、新ごみ処理施設の稼働に向けて、分別区分や収集方法の見直しを行い、製品プラスチックや枝・木の資源化を目指します。

(1) 容器包装プラスチック類及びその他プラスチック

中間処理業者においてリサイクルを実施します。今後、白トレイ、その他のプラスチック容器類と併せて、製品プラスチックの収集に関して収集品目を変更する予定ですが、コストや環境影響等の情報収集を行うとともに、効率的な分別方法や啓発活動の検討を進めます。

(2) 古紙類

分別は3種類とし、中間処理業者においてリサイクルを実施します。なお、事業所から排出された古紙類についても同様に処理するよう、市内の中間処理業者（処分許可業者）に対して協力を求めます。

(3) 大型ごみ

可燃系の大型ごみについては、処理施設において破碎した後に焼却処理します。また、不燃系大型ごみは、処理施設で資源物を回収した後、破碎し埋め立て処分します。

(4) 古着類・食器類

処理施設に自家搬入されたものを、民間のリサイクル業者へ引き渡します。

(5) 小型家電・水銀使用製品・乾電池

処理施設に搬入された後選別し、民間のリサイクル業者へ引き渡します。

(6) その他

その他リサイクルできるものの種類の拡大に向けて、調査・研究を実施します。

(7) 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、事業者自ら又は収集運搬許可業者に委託して処理施設に搬入することとし、その処分については処理施設及び処分許可業者が行うこととします。多量排出者については自己処理責任の原則から、自己処理徹底に向けたごみの排出計画及び減量化計画の策定などを要請します。なお、事業系ごみの分別は家庭系に準じた区分とし、ごみの減量化に向けた啓発を行います。また、資源となる廃棄物の処分は民間業者に依頼するよう排出事業者に協力を求めていきます。

(8) 産業廃棄物

事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、事業者の責任において適正に処分するよう指導を行います。なお、一般廃棄物の処理に支障を来さない範囲の品目及び量に限定した上で、処理施設において産業廃棄物の受け入れを行います。

3 最終処分計画

リスク分散のため現行どおり民間業者2社への処分委託を継続します。

第8節 ごみ処理施設の整備に関する事項

1 廃棄物収集施設（ごみステーション等）

市内の一部地区（小出地域の一部及び堀之内地域の市街地の一部）においては、廃棄物収集施設（ごみステーション）の設置が難しい状況にあるため、当該地区では依然として戸別収集を継続している状況です。今後は、地域の実情に即した対策として、折りたたみ式収集ボックスの設置などを推進し、段階的に戸別収集の解消を図ることを目的として、関係地区に対し協議・調整を進めるものとします。

なお、「魚沼市廃棄物収集施設修繕費等補助金交付要綱」に基づき、廃棄物収集施設（ごみステーション）の設置及び管理は地区が行い、市は新設、更新及び修繕に要する費用を補助します。また、「魚沼市一般廃棄物収集ボックス設置補助金交付要綱」に基づき、廃棄物収集ボックスの設置及び管理は地区が行い、市は購入費用を補助するものとします。

2 廃棄物処理施設（エコプラント魚沼）

エコプラント魚沼は、平成7年4月の供用開始以降、平成20年度から3か年計画により大規模改修を実施し、その後も処理能力の維持を図るため、継続的に補修等を行いながらごみの中間処理を行っていますが、設備・装置の老朽化が進行しており、今後はこれまで以上の維持管理費や修繕費の増加が見込まれます。また、令和13年度には南魚沼市大和地域からの搬入が終了する予定であることから、現施設の計画処理能力（95t/日）と今後必要と見込まれる処理量との間に乖離が生じる見通しです。

こうした状況を踏まえ、令和3年度に策定した「ごみ処理施設（現施設）長寿命化総合計画」において延命化の可能性を検討した結果、必要となる投資額が多大であること、並びに維持管理経費の縮減効果が限定的であることが明らかとなりました。

このため、本市では新たなごみ処理施設の整備及び早期の供用開始が最も妥当であるとの判断に至り、新ごみ処理施設の整備に向けた準備を進めています。

第3章 ごみ処理基本計画

新ごみ処理施設が稼働するまでの期間は、現施設を安全に維持管理しながら、ごみ処理事業の安定的な継続を図るため、必要最小限の修繕・更新を行うこととします。

表 3-8-1 新ごみ処理施設の概要

施設名称	新ごみ処理施設(仮称)
所在地	魚沼市中島 707 番地1
供用開始予定日	令和 13 年4月1日

第9節 その他のごみ処理に関する必要な事項

1 災害対策

令和 3 年 3 月に策定した魚沼市災害廃棄物処理計画に基づく取り組みを推進していきます。現在稼働している一般廃棄物処理施設「エコプラント魚沼」については、被災した場合における処理機能の低下を最小限に食い止めるため、施設の防災対策を事前に行った上で処理機能を維持する方策を講じます。また、災害発生後には直ちに廃棄物の収集運搬及び処理の各業務を再開することが求められるため、収集運搬車両等を安全な場所に避難させ被災を防止します。

新施設においては、災害に強い廃棄物処理システムの構築を目指します。

災害廃棄物処理にあたっては、本市が行う廃棄物処理を優先としますが、人員・物資等の不足が見込まれる場合には、災害支援協定を締結している民間団体及び相互応援協定を締結している自治体に支援を要請し人員・物資等を確保することとします。

2 不法投棄防止対策

不法投棄等を防止し、地域の環境を保全するため、環境監視員による市内巡回監視を実施しています。今後もこの取組を継続します。

また、土地所有者及び管理者に対し、管理責任の明確化と自己管理の強化をお願いします。柵や看板の設置などによる不法投棄対策を促進するとともに、市民、各種団体、警察等との連携を強化し、不法投棄をさせない環境づくりを推進します。さらに、必要に応じて、空き家や土地を見守る民間サービスを紹介し、地域全体での監視体制の充実を図ります。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水処理の流れ

生活排水処理の流れを図4-1-1に示します。

生活雑排水は、公共下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設で処理を行っています。また、し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽等から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、南魚沼市し尿等受入施設で処理を行っています。

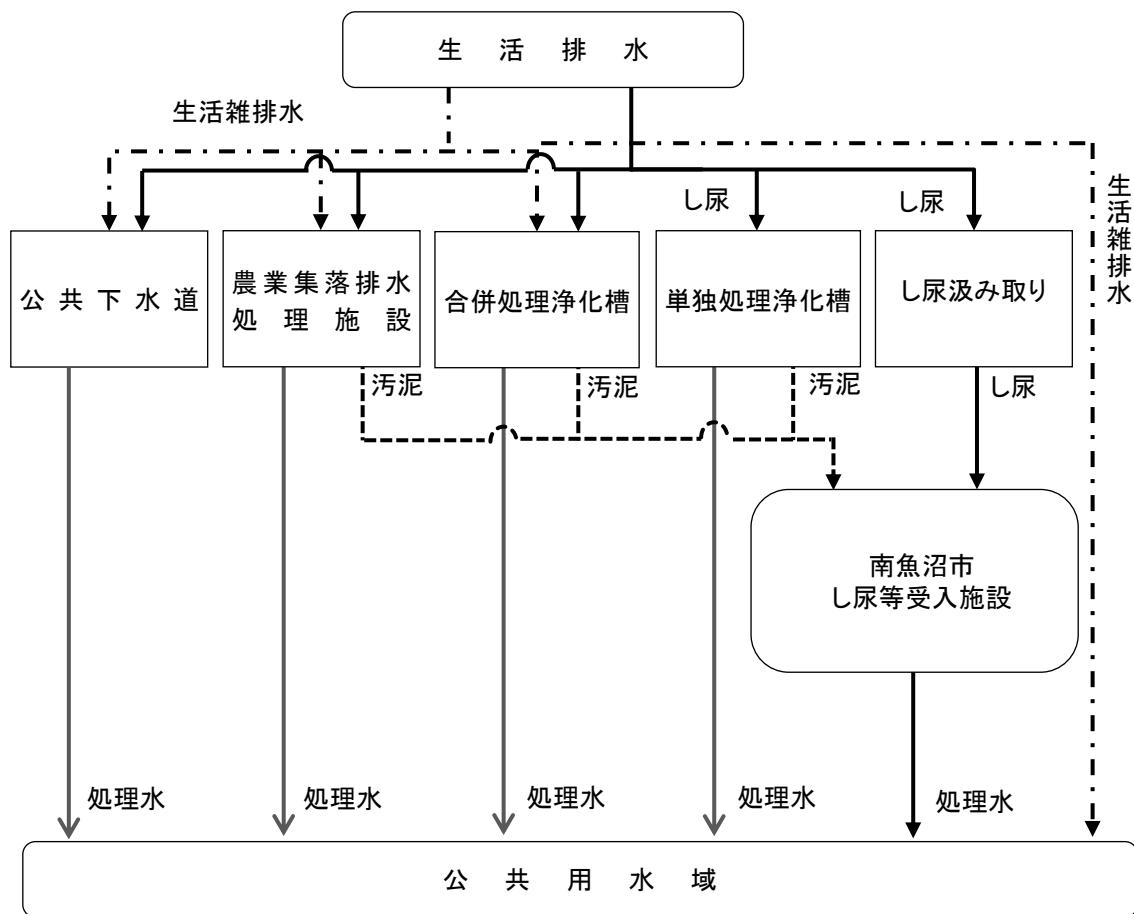


図4-1-1 生活排水処理の流れ

※「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。

2 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体を表4-1-1に示します。

表 4-1-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	魚沼市・新潟県
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	魚沼市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	魚沼市・個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿等受入施設	し尿及び浄化槽汚泥	魚沼市・南魚沼市・湯沢町

3 処理形態別人口の実績

処理形態別人口の推移を表4-1-2及び図4-1-2に示します。

処理計画人口に対する生活排水処理人口の割合は、令和2年度の97.0%から令和6年度の97.6%へと増加しています。

表 4-1-2 処理形態別人口の推移

区分	R2	R3	R4	R5	R6	
処理形態別人口	1.計画処理区域内人口(3月31日)	34,904	34,125	33,438	32,876	32,234
	2.水洗化・生活雑排水処理人口	33,840	33,135	32,509	32,015	31,456
	(1)コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
	(2)合併処理浄化槽	324	301	283	305	301
	(3)公共下水道	27,473	26,988	26,574	26,195	25,827
	(4)農業集落排水施設	6,043	5,846	5,652	5,515	5,328
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口	609	570	541	510	456
	単独処理浄化槽	609	570	541	510	456
	4.非水洗化人口	455	420	388	351	322
	(1)汲み取り人口	455	420	388	351	322
	(2)自家処理	0	0	0	0	0
	5.計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率		97.0	97.1	97.2	97.4	97.6

資料: (各年3月末人口)

※生活排水処理率=水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

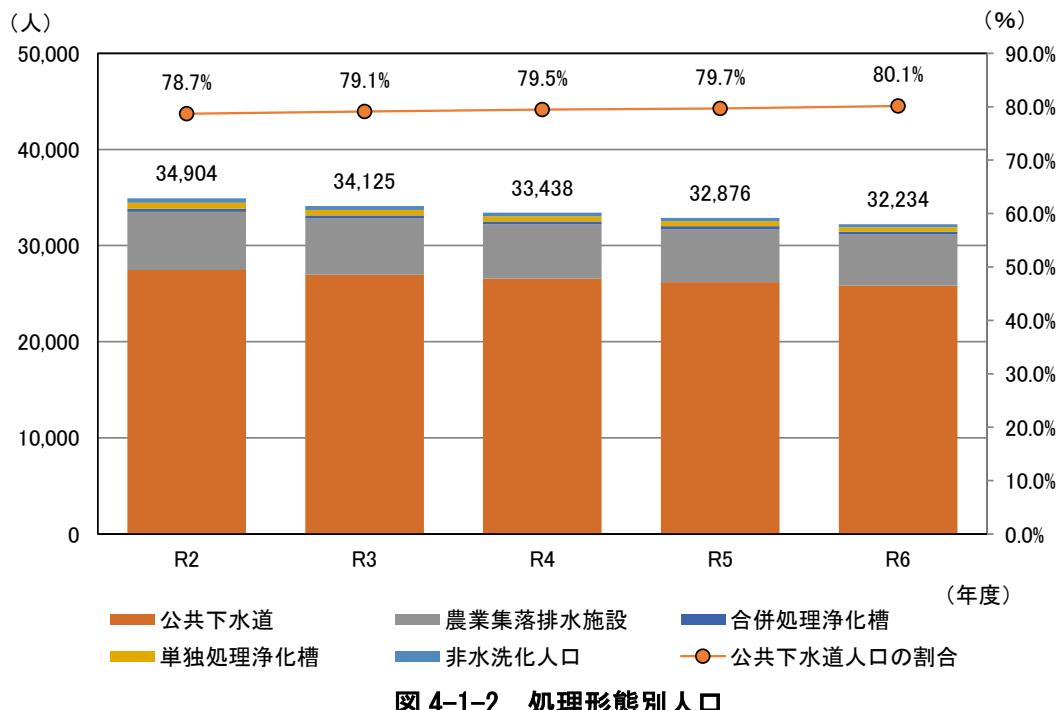


図4-1-2 処理形態別人口

4 生活排水処理率の実績

本市の生活排水処理率と、環境省一般廃棄物処理実態調査における全国の生活排水処理に係わる実績データに基づき、国平均、県平均を計算した結果を図4-1-3に示します。これによると本市の生活排水処理率は、国や県の平均よりも高くなっています。

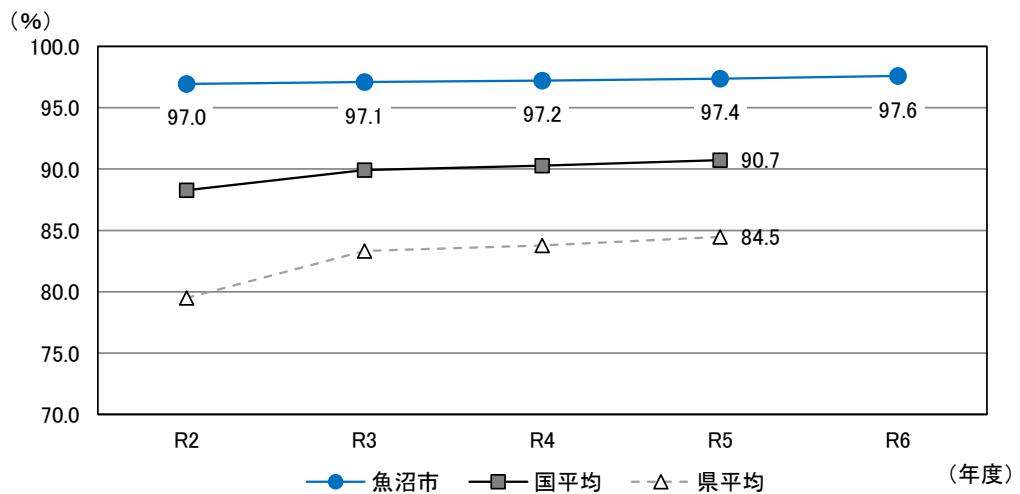


図4-1-3 生活排水処理率の推移

5 生活排水処理行政の沿革など

(1) 公共下水道

公共下水道等の整備状況を表4-1-3に示します。

本市の公共下水道事業は、昭和53年度に事業認可を受け整備を開始しました。

特定環境保全公共下水道処理区域においては昭和59年度から、流域下水道処理区域においては平成4年度から供用を開始し、令和6年度末現在で整備人口は26,523人となっています。

表4-1-3 公共下水道の整備状況

区分	処理区域名	整備人口 (令和7年3月末)	供用開始
流域下水道	堀之内処理区	24,492	平成4年8月1日
特定環境保全 公共下水道	奥只見処理区	3	平成元年7月14日
	銀山平処理区	5	平成13年7月1日
	須原処理区	1,149	昭和59年4月2日
	上条処理区	874	平成4年3月31日
計	5処理区	26,523	

(2) 農業集落排水施設

本市の農業集落排水処理施設は、昭和52年度から整備を開始し、平成9年度までに計画区域の整備を完了しています。現在は、流域下水道への接続を含めた処理区域の統廃合や老朽施設の更新整備を進めています。

表4-1-4 農業集落排水処理施設の整備状況

処理区域名 (地区名)	整備人口 (令和7年3月末)	供用開始	統合・整備等
原処理場	633	H6.8.1	—
舟山処理場		H6.8.1	H28.6.30 原に接続
大沢処理場		S54.11.6	H21.3.31 流域に接続
水下処理場		S62.10.15	H21.3.31 流域に接続
池平処理場		S63.8.1	H26.6.30 流域に接続
並柳処理場	1,470	H4.4.4	—
貫谷処理場		H9.3.31	H26.3.31 並柳に接続
雁坂下処理場	839	H5.4.1	雁坂下 (親柄 H18.4.1 新雁坂下に接続)
新雁坂下処理場		H18.4.1	小平尾・親柄
小平尾処理場 (ポンプ場)		S53.12.1	H18.4.1 新雁坂下に接続
滝之又処理場	239	H12.3.31	—
田中処理場	644	S60.12.1	H6.3.31 処理方式変更
守門南部処理場	494	H5.3.31	—
高倉処理場	95	H7.9.1	—
福山処理場	83	H9.9.1	—
穴沢処理場	844	S61.11.1	—
大柄山処理場 (ポンプ場)		S57.11.1	H16.10.25 穴沢に接続
横根処理場		H4.9.14	R6.9.26 穴沢に接続
末沢処理場	81	H6.6.27	—
大白川処理場		S63.9.9	H23.12.5 末沢に接続
計	5,422	—	—

(3) 合併処理浄化槽

本市の合併処理浄化槽は、公共下水道処理区域及び農業集落排水処理区域から外れる地区を対象として、小規模集合排水処理施設のほか、市（個別排水）又は個人（補助設置含む）が設置した合併処理浄化槽が整備されています。

表 4-1-5 合併処理浄化槽処理人口

旧町村名	処理区域名等	整備人口 (令和7年3月末)	供用開始
小規模集合	柿ノ木地区	11	平成 16 年 11 月 1 日
合併処理浄化槽	市設置(個別排水)	29	-
合併処理浄化槽	浄化槽区域	200	-
合併処理浄化槽	個人設置	61	-

(4) 単独処理浄化槽

し尿のみを処理する単独浄化槽は、便所の水洗化に従いし尿汲み取りから切り替えられてきました。しかし、単独処理浄化槽は生活雑排水を未処理のまま公共用水域へ排出し水質汚濁源となっていることから、平成 13 年 4 月に浄化槽法の一部改正が行われ、その新設が原則廃止となりましたが、まだ多く単独処理浄化槽が占めていることから、早期に下水道や合併処理浄化槽への転換を進めています。

溜まった浄化槽汚泥の収集は、本市が許可した収集業者に市民が直接、収集を依頼する方式となっています。許可業者が収集した浄化槽汚泥は、南魚沼市し尿等受入施設で処理し、そこから流域下水道に投入して処理することとしています。

表 4-1-6 に南魚沼市し尿等受入施設の概要を示します。

表 4-1-6 南魚沼市し尿等受入施設の概要

所在地	南魚沼市五日町 1961 番地 9
敷地面積	3,577m ²
計画処理能力	71kL/日(し尿 10kL/日、浄化槽汚泥 61kL/日)
処理方式	下水投入方式(汚泥処理工程投入)

(5) 汲み取り

し尿汲み取りは、単独浄化槽と同様に生活雑排水を未処理のまま公共用水域へ排出し水質汚濁源となっているため、早期に下水道や合併処理浄化槽への転換を進めています。

し尿は、民間事業者に委託して収集し、浄化槽汚泥と同様に南魚沼市し尿等受入施設で処理しています。

6 し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量の実績

し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量を図4-1-4に示します。

し尿処理量は、令和2年度に622kL/年でしたが、令和6年度に510kL/年となり、5年間で18%減少しています。浄化槽汚泥処理量（農業集落排水施設汚泥を含む）は、令和2年度に1,291kL/年でしたが、令和6年度に1,139L/年となり、12%減少しています。

これに伴い、令和6年度の1日平均処理量は4.5L/日となり、令和2年度から13%の減少となっています。

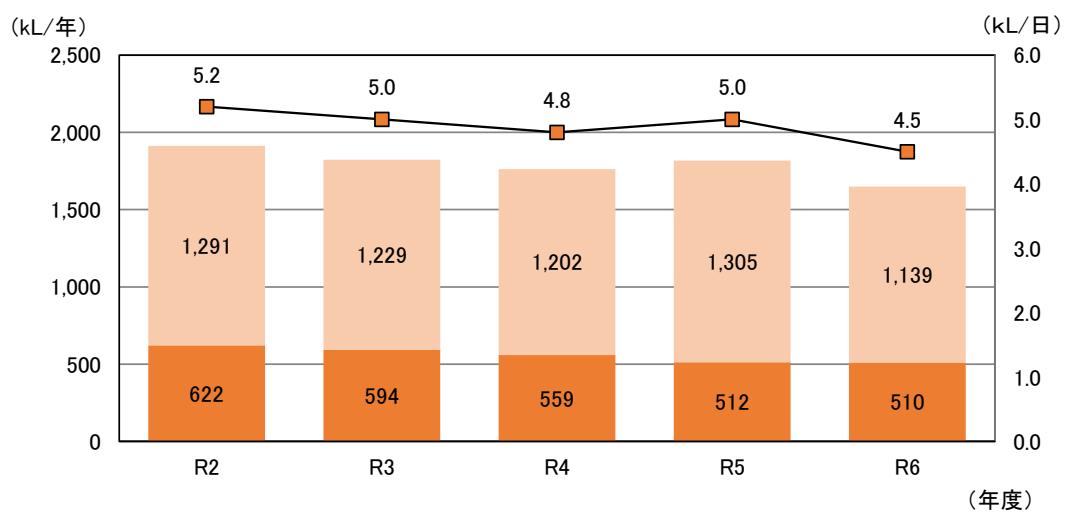
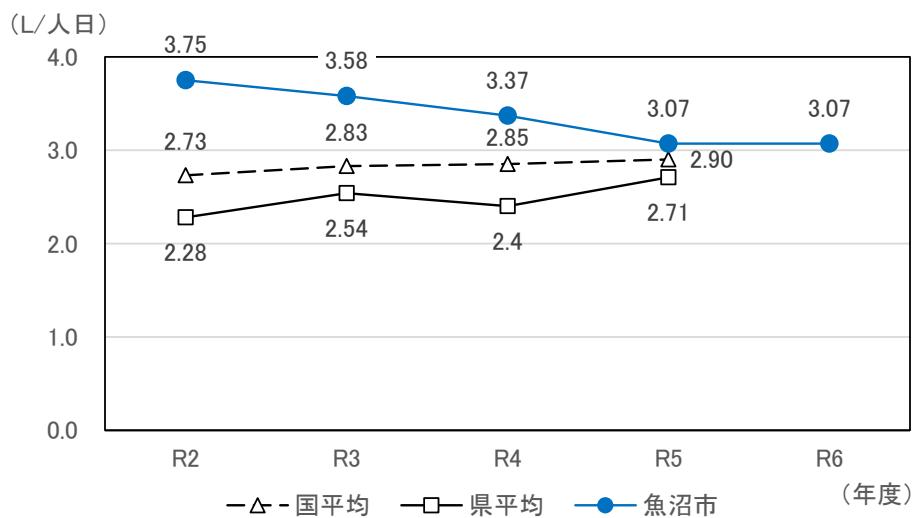


図4-1-4 し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量

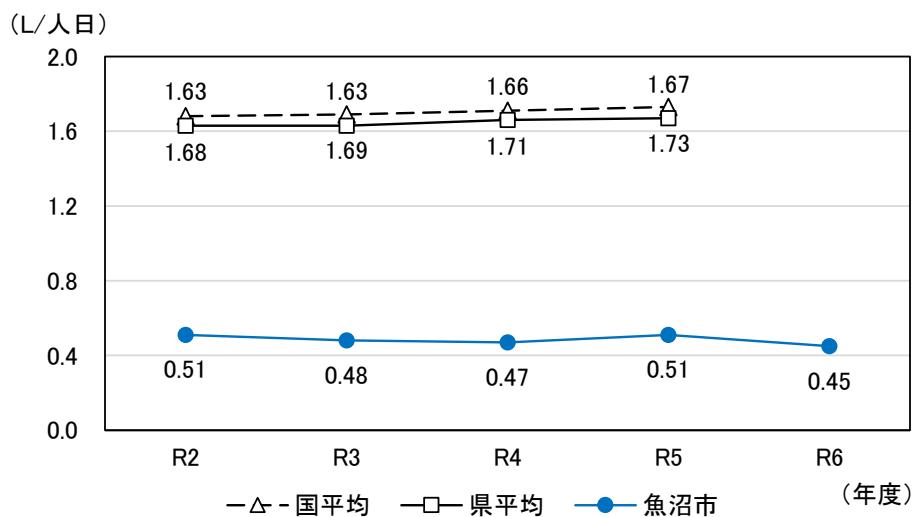
7 し尿・浄化槽汚泥の1人1日平均排出量の実績

環境省一般廃棄物処理実態調査における全国の生活排水処理に係わる実績に基づき、国平均、県平均及び本市のし尿及び浄化槽汚泥の1人1日平均排出量を計算した結果を図4-1-5及び図4-1-6に示します。

国や県のし尿の1人1日平均排出量は増加傾向にありますが、本市は減少傾向にあります。国や県の浄化槽汚泥は近似値で微増傾向で推移していますが、本市は国や県の排出量の3分の1程度の排出量で推移しています。



※し尿1人1日平均排出量(L/人日)=し尿処理量÷し尿汲み取り人口÷年間日数×1,000
図4-1-5 し尿の1人1日平均排出量の推移



※浄化槽汚泥1人1日平均排出量(L/人日)=浄化槽汚泥処理量÷(農業集落排水施設人口+合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口)÷年間日数×1,000

図4-1-6 浄化槽汚泥の1人1日平均排出量の推移

8 し尿・汚泥の処理経費

し尿・汚泥の処理経費を表4-1-7に示します。

令和6年度におけるし尿・汚泥処理経費の総額は55,475千円となり、1人当たりの処理経費は1,721円、1kL当たりの経費換算では33,642円となっています。

表4-1-7 し尿・汚泥の処理経費

項目＼年度	R2	R3	R4	R5	R6
処理・維持管理費 (千円)	55,609	59,905	61,750	58,459	55,475
人口(3月31日) (人)	34,904	34,125	33,438	32,876	32,234
1人当たりの処理経費 (円)	1,593	1,755	1,847	1,778	1,721
し尿・浄化槽汚泥処理量 (kL/年)	1,913	1,823	1,761	1,817	1,649
1kL当たりの処理経費 (円)	29,069	32,861	35,065	32,173	33,642

9 生活排水処理の課題

(1) 生活雑排水処理の課題

令和6年度の生活排水処理率は97.6%で、前計画の目標である97.1%を達成しましたが、2.4%が生活雑排水を処理していない状況です。

河川の水質浄化と環境保全を図るためには、下水道や農業集落排水施設の整備区域において、施設への接続を促進が必要です。また、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽を使用している家庭に対しては、合併処理浄化槽への転換を促すための啓発や支援が必要です。

(2) 処理槽の適正な維持管理の課題

処理槽本来の機能を發揮するためには、定期的な保守点検・清掃及び法定検査の実施が必要であり、適正な維持管理方法について、周知、啓発が必要です。

(3) し尿・浄化槽汚泥の処理の課題

本市では、下水道整備がほぼ完了していることから、人口減少に伴い、今後もし尿、処理槽汚泥（農業集落排水からの汚泥を含む）の収集運搬量の減少が見込まれます。

しかし、し尿、処理槽汚泥（農業集落排水からの汚泥を含む）の処理は市町村の責務であることから、収集運搬及び処理を安定的に実施する必要があります。このため、「魚沼市一般廃棄物処理業（し尿等）に関する合理化事業計画」に基づき業務を遂行し、同計画に照らして事業の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて内容を見直しが必要です。

第2節 生活排水処理基本計画

1 基本方針

本市では、水辺環境の汚染防止を目的に、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備を進め、生活環境の向上と自然環境の保全に努めてきました。今後も、自然豊かな環境を維持するため、生活排水対策を推進します。

また、こうした取組を効果的に進めるため、「魚沼市生活排水処理基本計画」は、「第三次魚沼市総合計画」及び「第3次魚沼市環境基本計画」との整合を図りつつ、公衆衛生の向上、良好な生活環境及び水辺環境の保全を目指し、生活排水の適正かつ円滑な処理を推進します。

なお、南魚沼市及び湯沢町と密接な連携を図りながら、生活排水処理、し尿及び浄化槽汚泥に係る処理施策に取り組むこととします。

快適な水辺環境の保全に向けた重点事項

水辺環境の保全に向けた啓発に取り組み、快適な水辺環境の維持を図ります。

生活排水処理に関する重点事項

単独処理浄化槽設置世帯、非水洗化世帯について、個別の状況を勘案しつつ、下水道、農業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽への転換を促進します。

2 目標

県では、平成31年1月に策定された「新潟県汚水処理施設整備構想」の中間評価を行い、汚水処理の進捗状況から目標の見直しを行っています。汚水処理人口普及率は、令和2年度に98.2%になると見込んでいます。

本市の下水道整備はほぼ完了しており、これまで下水道、農業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽への転換を促進してきたことから、令和6年度の汚水処理人口普及率は99.8%となっています。今後もこれらの取組を継続し、汚水処理人口普及率の向上を図ります。

表4-2-1 新潟県汚水処理施設整備構想

項目	R6実績	R22目標値
汚水処理人口普及率	90.1%	98.2%以上

出典:新潟県汚水処理施設整備構想平成31年1月策定(令和6年8月中間評価)

表4-2-2 本市の汚水処理人口普及率

項目	R6実績	R17目標値
汚水処理人口普及率	99.8%	100%

表4-2-3 本市の生活排水処理率

項目	R6実績	R17目標値
生活排水処理率	97.6%	98.8%

3 処理形態別人口及び処理量の見通し

生活排水処理率の向上を図り、各地域の実情に対応した処理方式の整備を進めます。処理形態別人口及び処理量の見通しを表4-2-3に示します。

表4-2-4 処理形態別人口及び処理量の見通し

処理形態別人口	区分	実績		見通し		
		R2	R6	R8	R12	R17
1.計画処理区域内人口(3月末)	(人)	34,904	32,234	31,100	28,832	26,000
2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	33,840	31,456	30,391	28,288	25,685
(1)コミュニティ・プラント	(人)	0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽	(人)	324	301	287	272	254
(3)公共下水道	(人)	27,473	25,827	25,094	23,591	21,641
(4)農業集落排水施設	(人)	6,043	5,328	5,010	4,425	3,790
3.水洗化・生活雑排水未処理人口	(人)	609	456	438	353	191
単独処理浄化槽	(人)	609	456	438	353	191
4.非水洗化人口	(人)	455	322	271	191	124
(1)汲み取り人口	(人)	455	322	271	191	124
(2)自家処理	(人)	0	0	0	0	0
5.計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0
生活排水処理率	(%)	97.0	97.6	97.7	98.1	98.8
下水道人口割合	(%)	78.7	80.1	80.7	81.8	83.2
要処理量	し尿浄化槽汚泥量	(kL/年)	1,913	1,649	1,483	1,235
	し尿	(kL/年)	622	510	394	277
	浄化槽汚泥	(kL/年)	1,291	1,139	1,089	958
	1人1日当たりし尿	(L/日)	3.75	4.34	3.98	3.98
	1人1日浄化槽汚泥	(L/日)	0.51	0.51	0.52	0.52

4 生活排水処理対策

生活排水の処理については、引き続き、下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない地域では合併浄化槽の整備を進めていきます。

5 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

人口減少とともにし尿、浄化槽汚泥（農業集落排水からの汚泥を含む）の収集運搬量の減少が見込まれます。そのため、本市は、安定的な処理を継続するため、「魚沼市一般廃棄物処理業（し尿等）に関する合理化事業計画」に基づき業務を推進し、進捗状況の確認や計画の見直しを適宜行います。

なお、し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水からの汚泥を含む）については、現在、南魚沼市が整備した「南魚沼市し尿等受入施設」にし尿及び浄化槽汚泥を搬入し、そこから流域下水道に投入しており、今後も継続することとします。